

人員配置に関する資料

子育て支援課

公立保育所職員年数別給与額等

保育士（163人） H30.3.1

年数	本給（円）	
	短大卒	大卒
1年目（初任給）	162,700	179,200
5年目	192,700	206,800
10年目	241,200	252,900
15年目	274,100	288,400
20年目	329,000	344,400
再任用フルタイム	214,800	
任期付保育士	168,600	
臨時保育士	160,230	

看護師（6人）

年数	平均本給（円）	平均年齢
	329,125	49歳
臨時看護師	186,480	

調理員（16人）

年数	平均本給（円）	平均年齢
	352,960	48歳
臨時調理員	160,230	

公立保育所・こども園 勤続年数別保育士数

H30.3.1

年数	人数（人）
1年目	6
2～5年	17
6～10年	11
11～15年	4
16～20年	4
21～25年	13
26～30年	3
30年～	17
再任用	2
任期付職員	12
正職員計	89
臨時職員	74
職員合計	163

【公立保育所・こども園職員数】

(単位：人)

H30.3.1

施設名	定員	保育士	0歳	0歳の うち 看護師	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	担任計	代替 職員	計	所長	家庭 支援	一時預	加配	合計 職員数	パート 保育士	子育て 支援員	調理員
菰田保育所	220	正職員	3	(1)	4	2	2	2	2	15	1	16	1	0	1	0	18			1
		臨時職員	8		3	5	1	0	0	17	2	19	0	0	1	3	23	5		3
		計	11	(1)	7	7	3	2	2	32	3	35	1	0	2	3	41	5		4
樂市保育所	120	正職員	1		2	2	1	1	1	8	1	9	1	1	0	0	11			1
		臨時職員	3	(1)	1	2	1	0	0	7	0	7	0	0	0	2	9	2		1
		計	4		3	4	2	1	1	15	1	16	1	1	0	2	20	2		2
平恒保育所	60	正職員	1		1	1	1	1	1	6	0	6	1	0	0	0	7			1
		臨時職員	1	(1)	1	1	0	0	0	3	1	4	0	0	0	1	5	1		1
		計	2		2	2	1	1	1	9	1	10	1	0	0	1	12	1		2
筑穂保育所	160	正職員	2	(1)	1	1	1	1	1	7	1	8	1	1	1	0	11			1
		臨時職員	3		2	2	1	0	0	8	0	8	0	0	1	2	11	1	1	1
		計	5		3	3	2	1	1	15	1	16	1	1	2	2	22	1	1	2
庄内こども園	100	正職員	2	(1)	2	1	1	1	1	8	1	9	1	1	1	0	12			1
		臨時職員	2		1	2	1	0	0	6	0	6	0	0	1	0	7	3		2
		計	4		3	3	2	1	1	14	1	15	1	1	2	0	19	3		3
庄内こども園 (幼稚園)	70	正職員					1	1	1	3	0	3				0	3			
		臨時職員						1	0	1	1	2				2	4			
		計						2	1	4	1	5	0	0	0	2	7			
穎田こども園	120	正職員	2		1	2	1	1	1	8	1	9	1	0	1	0	11			1
		臨時職員	2	(1)	2	2	1	0	0	7	2	9	0	0	1	1	11			2
		計	4		3	4	2	1	1	15	3	18	1	0	2	1	22			3
穎田こども園 (幼稚園)	60	正職員					1	1	1	3	0	3				0	3			
		臨時職員					1	0	0	1	1	2				2	4			
		計					2	1	1	4	1	5	0	0	0	2	7			
合計	910	正職員	11	(3)	11	9	9	9	9	58	5	63	6	3	4	0	76			6
		臨時職員	19	(3)	10	14	7	0	0	50	7	57	0	0	4	13	74	12	1	10
		計	30	(6)	21	23	16	9	9	108	12	120	6	3	8	13	150	12	1	16

0歳から5歳の担任には副所長・家庭支援以外の主任・看護師を含む
産休・育休職員数は除く
上記の他、登録保育士14名・登録調理員7名の配置有

公立保育所・こども園 入所児童要支援数調べ

(単位：人) H30. 3. 1

	療育手帳 保持者	身体障がい者手帳 保持者	加配職員数
対象児童数	2	4	6

【加配】 発達障害などによって、ほかの子どもたちと同じように保育園等の生活を送ることが難しい子どもに配慮を加えて子どもの生活を支えること。

【加配基準】

- ・医師の診断書を所持している児童。
 - ・療育手帳・障がい者手帳を保持している児童。
 - ・病院でのリハビリを行っている児童等。
 - ・乳幼児育成指導事業巡回相談等の指導報告書・各園からの配慮を要する子の報告を受け状況確認を行い、所長、園長、保育士等が面談の上必要と思われる児童に対して加配職員を配置する。
- 「気になる子」に対しても同様に状況を確認し所長・保育士等の面談を行い支援が必要と思われる児童に対しクラス補助員として配置している。

公立保育所・こども園 パート保育士勤務実態

H30. 3. 1

時間帯	時間数	人数 (人)
9時 ～ 14時	5時間	2
9時 ～ 15時	6時間	1
9時 ～ 16時	7時間	5
8時30分 ～ 16時	7時間30分	1
9時 ～ 16時30分	7時間30分	2
9時30分 ～ 17時	7時間30分	1
14時 ～ 18時	4時間	1
合計		13

公立保育所・こども園 園別時間外状況一覧（職種別）

所属	職種	年間累計 (時間)	対象者数 (人)	平均時間外 (時間)
菰田保育所	保育士	121	16	8
	看護師	7	1	7
	調理員	5	1	5
樂市保育所	保育士	80	9	9
	調理員	3	1	3
平恒保育所	保育士	46	7	7
筑穂保育所	保育士	240	9	27
	看護師	10	1	10
	調理員	5	1	5
庄内こども園	保育士	105	13	9
	看護師	6	1	6
	調理員	3	1	3
穎田こども園	保育士	117	13	9
総計		748	74	11

最高時間外累計（年間）	47時間
最低時間外累計（年間）	3時間

※平成29年4月1日時点の所属

※小数点以下については切り上げ

※育児休業取得者を除く

※対象期間平成29年4月1日～平成30年3月31日まで

公立保育所・こども園 園別有給取得状況一覧（職種別）

所属	職種	有給取得 総日数 (日)	対象人数 (人)	平均 取得日数 (日)
菰田保育所	保育士	153	17	9
	看護師	8	1	8
	調理員	14	1	14
樂市保育所	保育士	58	10	6
	調理員	11	1	11
平恒保育所	保育士	61	8	8
筑穂保育所	保育士	70	10	7
	看護師	9	1	9
	調理員	12	1	12
庄内こども園	保育士	142	14	11
	看護師	8	1	8
	調理員	9	1	9
穎田こども園	保育士	115	14	9
総計		670	80	9

最高取得日数	20日
最低取得日数	2日

※平成29年4月1日時点の所属

※小数点以下については切り上げ

※育児休業取得者を除く

※対象期間平成29年1月1日～平成29年12月31日まで

児童クラブ利用状況（クラブ別人数、金額）（3年間）

学校教育課

児童クラブ名	平成27年度（4月1日）				平成28年度（4月1日）				平成29年度（4月1日）			
	児童数（）内は障がい児数で内数			利用料	児童数（）内は障がい児数で内数			利用料	児童数（）内は障がい児数で内数			利用料
	1～3年	4～6年	合計		1～3年	4～6年	合計		1～3年	4～6年	合計	
二瀬	118 (2)		118 (2)	4,000	107		107	4,000	111 (2)		111 (2)	4,000
幸袋（幸袋）	39 (3)	16 (3)	55 (6)	4,000	62	12 (4)	74 (4)	4,000	110	16 (1)	126 (1)	4,000
（目尾）	44 (1)	23	67 (1)	4,000	45 (1)	12	57 (1)	4,000				
立岩	137 (1)	47 (3)	184 (4)	4,000	155 (2)	35 (4)	190 (6)	4,000	147 (1)	41 (3)	188 (4)	4,000
飯塚東	90 (7)	27 (1)	117 (8)	4,000	90 (3)	39 (2)	129 (5)	4,000	98 (1)	36 (1)	134 (2)	4,000
飯塚	61	14 (3)	75 (3)	4,000	62	16	78	4,000	56	21	77	4,000
菰田	34	10	44	4,000	36	10	46	4,000	30	13	43	4,000
鯉田	43 (2)	10	53 (2)	4,000	47 (1)	15	62 (1)	4,000	39 (1)	13	52 (1)	4,000
片島	95	17	112	4,000	97	20	117	4,000	81 (1)	27	108 (1)	4,000
蓮台寺	63	16 (2)	79 (2)	4,000	53	18 (2)	71 (2)	4,000	56	19	75	4,000
潤野	61 (1)	12	73 (1)	4,000	67 (1)	8	75 (1)	4,000	54 (1)	9	63 (1)	4,000
伊岐須	52	43 (1)	95 (1)	4,000	56 (1)	46 (2)	102 (3)	4,000	38 (1)	49 (3)	87 (4)	4,000
高田	20 (2)	10 (2)	30 (4)	4,000	20 (2)	12 (2)	32 (4)	4,000	22	9 (1)	31 (1)	4,000
椋本	73	17	90	4,000	67	28	95	4,000	67	26	93	4,000
穂波東（楽市）	83	13 (1)	96 (1)	4,000	80 (1)	11 (1)	91 (2)	4,000	155 (3)	57 (2)	212 (5)	4,000
（平恒）	69 (1)	18	87 (1)	4,000	82 (1)	21 (1)	103 (2)	4,000				
若菜	80 (3)	18	98 (3)	4,000	85 (1)	24 (2)	109 (3)	4,000	86 (1)	21 (2)	107 (3)	4,000
庄内	110 (2)	21	131 (2)	4,000	110 (1)	31	141 (1)	4,000	108 (1)	31	139 (1)	4,000
颯田	63 (2)	14	77 (2)	4,000	50	11	61	4,000	47	14	61	4,000
上穂波	67 (1)	22	89 (1)	4,000	64 (1)	17	81 (1)	4,000	66	17 (1)	83 (1)	4,000
大分	33 (1)	12	45 (1)	4,000	38	15 (1)	53 (1)	4,000	34	9	43	4,000
内野	11	11	22	4,000	10	9	19	4,000	12	12	24	4,000
合計	1,446 (29)	391 (16)	1,837 (45)		1,483 (16)	410 (21)	1,893 (37)		1,417 (13)	440 (14)	1,857 (27)	

（）内障がい児数は、障がい者手帳を所持している児童・特別支援学級に在籍している児童が対象。

児童クラブ運営状況調べ

学校教育課

児童クラブ 運営等委託料	平成27年度	平成28年度	平成29年度
		205,348,985円	208,158,641円

妊婦健診に関する資料

健幸・スポーツ課

○母子手帳交付者数（妊娠数）（単位：人）

年度	交付者数	出生数
平成27年度	1,183	1,142
平成28年度	1,160	1,120
平成29年度	1,003	1,099

○妊娠届出数（週数別）

（単位：人）

年度	11週以内	12週から19週	20週から27週	28週から分娩	分娩後	不詳	計
平成28年度	1,001	123	9	6	6	15	1,160
平成29年度	889	92	9	4	0	9	1,003

○平成29年度に初回の妊婦健診を受診した週数別年齢表（平成29年度）

（単位：人）

年齢	11週以内	12週から19週	20週から27週	28週から分娩	計
15歳	0	2	0		2
16歳	1	1	0		2
17歳	2	2	0		4
18歳	3	2	0		5
19歳	7	5	1		13
20歳	13	5	3	1	22
21歳	8	6	0		14
22歳	16	12	0		28
23歳	17	8	0	1	26
24歳	23	21	0		44
25歳	30	15	1		46
26歳	29	18	0		47
27歳	45	23	0		68
28歳	38	22	2	1	63
29歳	44	16	0		60
30歳	43	26	0	2	71
31歳	41	20	0		61
32歳	53	24	0		77
33歳	43	23	0		66
34歳	37	24	0		61
35歳	29	14	0	1	44
36歳	28	9	0	2	39
37歳	25	14	0		39
38歳	18	16	1		35
39歳	9	10	1		20
40歳以上	23	13	0		36
計	625	351	9	8	993

○マタニティ教室及び両親学級参加者実人数

年度	マタニティ教室		両親学級	
	人数（人）	割合	人数（人）	割合
平成27年度	23	2%	123	5%
平成28年度	29	3%	182	8%
平成29年度	24	2%	167	8%

*割合は参加者数を母子手帳交付者数で除したもの

*両親学級実数は夫婦の数（パートナー含む）のため割合は実数を2で除したものを母子手帳交付者数で除したもの

○特定妊婦数（単位：人）

年度	実数
平成28年度	76
平成29年度	76

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の三第5項）

ゴミ処理の費用等に関する資料

環境対策課

区分	項目	飯塚地区	穂波・筑穂地区	庄内・穎田地区	合計
		クリーンセンター	桂苑	ごみ燃料化センター	
可燃	委託収集量	18,511t	12,247t	3,874t	34,632t
	許可・自己搬入等	7,285t	※委託収集に含む	※委託収集に含む	7,285t
	総処理量	25,796t	12,247t	3,874t	41,917t
	処理経費(千円)	568,488	265,601	169,983	1,004,072
	1t当り経費(円)	22,038	21,687	43,878	23,954

区分	項目	飯塚地区	穂波・筑穂地区	庄内・穎田地区	合計
		リサイクルプラザ	桂苑	リサイクルセンター	
不燃	総処理量	908t	480t	189t	1,577t
	処理経費(千円)	31,905	25,021	12,907	69,833
	1t当り経費(円)	35,138	52,127	68,291	44,282
かん・びん	総処理量	628t	230t	103t	961t
	処理経費(千円)	52,865	3,032	8,745	64,642
	1t当り経費(円)	84,180	13,183	84,903	67,265
粗大	総処理量	459t	172t	41t	672t
	処理経費(千円)	19,116	8,947	3,502	31,565
	1t当り経費(円)	41,647	52,017	85,415	46,972
資源プラ	総処理量	231t			231t
	処理経費(千円)	26,883			26,883
	1t当り経費(円)	116,377			116,377
古紙・古布	総処理量	384t	飯塚市リサイクルプラザ で処理	飯塚市リサイクルプラザ で処理	384t
	処理経費(千円)	2,036			2,036
	1t当り経費(円)	5,302			5,302
有害ごみ	総処理量	51t			51t
	処理経費(千円)	4,464			4,464
	1t当り経費(円)	87,529			87,529
可燃以外処理経費合計(千円)		137,269	37,000	25,154	199,423

※数値は29年度実績

※一部事務組合数値は、本市分のみ。

地区	業者名	H29収集委託契約額	収集種別					主な地域
			可燃	不燃	かんびん	資源		
飯塚	(有)石井産業	124,409,520	可燃	不燃	かんびん	資源		幸袋・鎮西他
	(有)森永産業	100,934,640	可燃	不燃	かんびん	資源		二瀬他
	(有)イブキアメニティサービス	62,917,560	可燃					立岩地区、飯塚東地区、鯉田地区他
	(有)ファミリーエムケイ	53,852,040	可燃			資源		立岩地区、飯塚東地区他
	(有)木山商会	8,412,120			かんびん	資源		立岩地区、飯塚東地区他
	(有)豊国興産	10,883,160			かんびん	資源		立岩地区、飯塚東地区他
	飯塚地区合計	361,409,040						※飯塚地区の粗大は直営 ※立岩、飯塚東の不燃は直営
穂波	(有)藤本組	141,784,560	可燃	不燃	かんびん	資源	粗大	穂波地区全域
筑穂	(有)筑穂衛生	28,085,400	可燃	不燃	かんびん	資源	粗大	筑穂地区（南部）
	(株)瀧本衛生	31,305,960	可燃	不燃	かんびん	資源	粗大	筑穂地区（北部）
	筑穂地区合計	59,391,360						
庄内	(有)庄内衛生舎	58,268,160	可燃	不燃	かんびん	資源	粗大	庄内地区全域
穎田	(有)かいた環境開発工業	45,506,880	可燃	不燃	かんびん	資源	粗大	穎田地区全域
市全域合計		666,360,000						

ごみ処理状況の推移

環境対策課

(単位：t)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
飯塚地区	26,794 (※1)	26,841 (※1)	26,848 (※1)
	26,862 (※2)	26,910 (※2)	26,909 (※2)
穂波地区	9,880	9,977	9,881
筑穂地区	2,751	2,727	2,724
庄内地区	2,739	2,686	2,638
穎田地区	1,719	1,675	1,620
合 計	43,883 (※1)	43,906 (※1)	43,711 (※1)
	43,951 (※2)	43,975 (※2)	43,772 (※2)

※1 通常分

※2 桂川町の資源物などを含む。

ごみ収集業務委託状況調べ（3年間）

環境対策課

（ごみ収集量内訳）

（単位：t）

		2015年度（平成27年度）							2016年度（平成28年度）							2017年度（平成29年度）									
		可燃 ごみ	不燃 ごみ	かん びん	粗大 ごみ	古紙 古布	資源 プラ	有害 ごみ	計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	かん びん	粗大 ごみ	古紙 古布	資源 プラ	有害 ごみ	計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	かん びん	粗大 ごみ	古紙 古布	資源 プラ	有害 ごみ	計
搬入施設	飯塚市クリーンセンター	14,673	452	617		159	126	27	16,054	14,484	459	572		162	124	27	15,828	14,378	474	591		138	148	27	15,756
飯塚地区	(有)石井産業	5,969	270	244			30		6,513	5,891	272	206			27		6,396	5,864	285	228			31		6,408
	(有)森永産業	4,202	182	170				32	4,586	4,110	187	174			35		4,506	4,041	189	170			66		4,466
	(有)イブキアムニティサービス	3,465							3,465	3,437							3,437	3,435							3,435
	(有)木山商会			98				22	120			86			20		106			92			23		115
	(有)豊国興産飯塚営業所			105				21	126			106			20		126			101			8		109
	(有)ファミリーエムケイ	1,037				159	21	27	1,244	1,046				162	22	27	1,257	1,038				138	20	27	1,223
搬入施設	飯塚市・桂川町衛生施設組合	7,845	416	246	109	106	41	12	8,775	7,586	404	235	118	104	41	12	8,500	7,383	423	221	117	97	48	11	8,300
穂波地区	(有)藤本組	5,817	287	180	75	71	29	9	6,468	5,597	281	169	72	73	29	8	6,229	5,417	286	154	71	71	39	8	6,046
筑穂地区	(有)筑穂衛生	1,013	61	32	14	29	2	2	1,153	993	60	33	17	24	2	2	1,131	998	66	35	22	19		2	1,142
	(有)榑瀧本衛生	1,015	68	34	20	6	10	1	1,154	996	63	33	29	7	10	2	1,140	968	71	32	24	7	9	1	1,112
搬入施設	ふくおか県央環境施設組合	3,953	195	105	35	62	11	6	4,367	3,863	185	99	44	58	13	7	4,269	3,790	175	94	34	58	13	4	4,168
庄内地区	(有)庄内衛生舎	2,408	124	68	21	31	8	2	2,662	2,358	118	65	28	32	9	2	2,612	2,332	110	62	19	33	10	2	2,568
頼田地区	(有)かいた環境開発工業	1,545	71	37	14	31	3	4	1,705	1,505	67	34	16	26	4	5	1,657	1,458	65	32	15	25	3	2	1,600
委託業務総収集量		26,471	1,063	968	144	327	178	45	29,196	25,933	1,048	906	162	324	178	46	28,597	25,551	1,072	906	151	293	209	42	28,224

清掃工場の運転状況及び委託料の状況

環境対策課

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	委託料決算額(円)	年間処理量(t)
平成27年度	1号炉	→				←		→				←		292,248,000	27,976.40
	2号炉			←	→				←		→				
平成28年度	1号炉		→						←		→			288,067,320	28,806.86
	2号炉			←	→			→				←			
平成29年度	1号炉					←						→		348,176,880	33,585.84 熊本市他災害廃棄物 含む
	2号炉				→							←			

住宅リフォーム補助金の利用実績と経済効果の推移（制度発足後）

住宅政策課

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計	
耐久性能工事	件数	87件	185件	208件	225件	311件	202件	221件	1,439件	84.00%
	対象工事金額（円）	92,312,515	197,971,106	256,573,576	270,408,650	363,296,368	230,375,574	230,332,217	1,641,270,006	85.20%
	交付金額（円）	6,702,000	14,767,000	17,502,000	18,182,000	26,167,000	17,473,000	17,696,000	118,489,000	85.03%
省エネ工事	件数	18件	34件	32件	24件	45件	25件	23件	201件	11.73%
	対象工事金額（円）	28,124,168	32,533,803	23,597,502	19,093,565	40,114,448	21,390,327	18,889,458	183,743,271	9.54%
	交付金額（円）	1,423,000	2,390,000	2,233,000	1,754,000	3,545,000	1,660,000	1,755,000	14,760,000	10.59%
バリアフリー工事	件数	18件	30件	3件	1件	13件	1件	4件	70件	4.09%
	対象工事金額（円）	28,449,103	48,170,494	1,730,691	154,500	13,908,056	731,760	5,426,600	98,571,204	5.12%
	交付金額（円）	1,575,000	2,634,000	165,000	15,000	1,019,000	73,000	352,000	5,833,000	4.19%
耐震工事	件数	1件				1件	1件		3件	0.18%
	対象工事金額（円）	1,139,000	0	0	0	957,766	685,000	0	2,781,766	0.14%
	交付金額（円）	100,000	0	0	0	95,000	68,000	0	263,000	0.19%
合計	件数	124件	249件	243件	250件	370件	229件	248件	1,713件	100.00%
	対象工事金額（円）	150,024,786	278,675,403	281,901,769	289,656,715	418,276,638	253,182,661	254,648,275	1,926,366,247	100.00%
	交付金額（円）	9,800,000	19,791,000	19,900,000	19,951,000	30,826,000	19,274,000	19,803,000	139,345,000	100.00%

マイホーム取得奨事業に関する他自治体との比較及び効果に関する資料

住宅政策課

○他自治体との比較

自治体名	事業名	概要	対象者等	助成金額
飯塚市	定住促進転入者マイホーム取得奨励金	住宅新築または購入助成	転入	30万円
1 久留米市	転入ファミリー定住奨励補助金	住宅新築または購入助成	転入	最大30万円 〔基本額 10万円 加算額 最大20万円〕
2 田川市	移住・定住等住まい助成事業	土地購入助成 住宅新築助成	市内業者施工	土地取得額の10% 50万円
3 筑後市	マイホーム取得支援奨励金	住宅新築または購入助成		最大45万円 〔年間上限15万円 最大3年間の固定資産税相当額〕
4 中間市	中古住宅購入補助金	中古住宅購入助成 中古住宅取得解体新築助成	子育て世帯・ 若年世帯	25万円 150万円
5 宮若市	定住奨励金制度	住宅新築または購入助成	H20.1.2～ H36.12.31 登記完了	最大105万円 〔年間上限15万円 最大7年間の固定資産税相当額〕
6 八女市	中古住宅取得支援補助金	中古住宅購入助成		最大40万円 〔基本額 10万円 転入 20万円 新婚・子育て世帯 10万円〕
7 嘉麻市	転入者等住まい応援交付金	住宅購入・新築助成	転入	(新築)最大300万円 (中古)最大200万円 〔市内業者施行・販売加算 50万円〕
8 宗像市	中古住宅購入補助制度 古家購入建替え補助制度	中古住宅購入助成 中古住宅購入解体新築助成	子育て世帯	50万円 最大 120万円 〔基本額 90万円 加算額 30万円〕
9 糸島市	マイホーム取得奨励金	住宅取得助成	H27.1.2～ H31.3.31取得	固定資産税相当額の商品券（最大3年間）
10 豊前市	定住促進補助事業	土地購入助成	市有地	最大120万円 〔転入 50万円 子ども 50万円 市内業者施工 20万円〕

○交付実績及び転入元・定住人口

(単位：千円)

年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		合計		
予算額		30,000		41,200		45,000		45,000		45,000		39,900		246,100		
新築・中古	物件種類	件数	交付金額	件数	交付金額	件数	交付金額	件数	交付金額	件数	交付金額	件数	交付金額	件数	交付金額	割合
	新築	35	19,400	63	33,800	81	43,000	77	41,800	72	38,300	79	33,400	407	171,472	86%
	(うち加算)	19	1,900	23	2,300	25	2,500	33	3,300	23	2,300	19	1,900	142	11,923	35%
	中古	4	1,200	6	1,800	5	1,500	10	3,000	21	6,270	22	5,976	68	13,497	14%
	合計	39	20,600	69	35,600	86	44,500	87	44,800	93	44,570	101	39,376	475	184,969	100%
	受付終了	H25.3.13		H26.3.25		H27.2.19		H27.11.25		H28.10.25		H30.1.15				
転入元・定住人口	転入元	件数	定住人口	件数	定住人口	件数	定住人口	件数	定住人口	件数	定住人口	件数	定住人口	件数	定住人口	割合
	嘉麻市	5	17	15	47	16	48	21	57	16	48	16	47	89	264	19%
	田川圏域	9	23	14	44	20	53	20	55	20	59	22	68	105	302	22%
	直方・鞍手圏域	5	16	11	38	13	37	10	30	12	41	10	29	61	191	14%
	桂川町	7	22	11	32	8	25	5	19	11	30	8	24	50	152	11%
	福岡市圏域	4	10	4	11	6	19	6	15	5	18	26	77	51	150	11%
	北九州市圏域	2	5	4	9	4	10	5	18	6	16	6	15	27	73	5%
	その他	7	25	10	28	19	51	20	56	23	62	13	42	92	264	19%
	合計	39	118	69	209	86	243	87	250	93	274	101	302	475	1,396	100%

○アンケート結果（平成26年度～）

年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		合計	
アンケート (抜粋)	質問	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合	人	割合
		問1 マイホーム奨励金の制度はどうやって知りましたか？	47	100%	60	100%	72	100%	99	100%	278
	市報・HP	8	17%	18	30%	26	36%	41	41%	93	33%
	住宅メーカー	29	62%	36	60%	33	46%	39	39%	137	49%
	勤務先等	0	0%	0	0%	2	3%	4	4%	6	2%
	その他	10	21%	6	10%	11	15%	15	16%	42	15%
	問2 制度がなくても市内に住宅を取得したか？	47	100%	60	100%	72	100%	99	100%	278	100%
	はい	41	87%	53	88%	63	88%	90	91%	247	89%
	いいえ	6	13%	7	12%	9	12%	9	9%	31	11%
	問3 住宅を取得するにあたって飯塚市以外に検討された地域は？	47	100%	60	100%	70	100%	99	100%	276	100%
	嘉麻市	8	17%	5	8%	12	17%	13	13%	38	14%
	桂川町	3	6%	2	3%	4	6%	3	3%	12	4%
	その他	6	12%	7	12%	19	27%	23	23%	55	20%
	飯塚市のみ	31	65%	46	77%	35	50%	60	61%	172	62%
	問5 マイホーム取得奨励金は定住促進の要因になる？	47	100%	59	100%	70	100%	97	100%	273	100%
	要因になる	44	94%	55	93%	59	84%	79	81%	237	87%
	要因にならない	3	6%	4	7%	11	16%	18	19%	36	13%
	問6 「住みたいまち、住み続けたいまち」とは？	94	100%	120	100%	139	100%	181	100%	534	100%
	周辺環境（交通・買物）	23	24%	42	35%	50	36%	62	34%	177	33%
	教育環境（小・中学校）	17	18%	26	22%	26	19%	40	22%	109	20%
	子育て環境（保育所等）	19	20%	12	10%	15	11%	21	12%	67	13%
	文化施設（図書館等）	3	3%	4	3%	6	4%	2	1%	15	3%
	スポーツ施設（体育館等）	8	8%	1	1%	4	3%	3	2%	16	3%
	医療環境（病院等）	15	16%	23	19%	24	17%	21	12%	83	16%
	コミュニティ（自治会）	3	3%	1	1%	6	4%	4	2%	14	3%
	災害への対応（火災・水害）	8	8%	8	7%	7	5%	3	2%	26	5%
	その他	0	0%	3	3%	1	1%	25	13%	29	5%
	周知方法	H29年度は、市HP、市報に掲載。また、市民課及び各支所市民窓口課にて転入手続きをされた方にチラシを配付。									

○申請者世帯構成

(単位：世帯)

申請者の年齢構成	平成28年度							平成29年度						
	世帯人数						計	世帯人数						計
	1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6	
20～29	0	0	1	0	1	0	2	3	3	6	4	0	1	17
30～39	5	10	14	21	4	0	54	7	8	17	20	3	0	55
40～49	5	2	5	6	1	0	19	1	0	6	7	0	1	15
50～59	1	2	3	2	0	0	8	2	0	2	1	0	0	5
60～69	2	5	2	0	0	0	9	1	5	1	0	0	0	7
70～79	0	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1
80～89	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
90以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	13	20	25	29	6	0	93	14	18	32	32	3	2	101

都市公園の管理費について（公園ごとに）

都市計画課
(単位：円)

種類	種別	都市公園名称	施設管理 業務委託	草刈・ 剪定等	清掃	光熱水費	施設整備	手数料	し尿処理	合計	
基幹公園	住区 基幹公園	近隣公園	五穀神公園	0	2,645,574	137,541	77,048	0	13,062	2,873,225	
		高宮公園	0	1,821,595	246,183	10,488	0	7,527	2,085,793		
		地区公園	旌忠公園	0	3,492,671	681,030	79,054	0	10,405	4,263,160	
			勝盛公園	10,368,000	2,531,389	1,587,120	2,771,751	2,714,472	3,101,468	0	23,074,200
	都市 基幹公園	総合公園	笠城ダム公園	10,112,000	0	0	31,965	712,800	97,092	154,975	11,108,832
			健康の森公園	658,800	438,505	0	194,810	0	938,120	0	2,230,235
			大将陣公園	600,480	6,389,485	1,262,330	0	5,896	0	0	8,258,191
運動公園	市民公園	0	8,410,077	0	152,656	508,750	628,560	26,568	9,726,611		
	かいた中央公園	0	1,752,420	0	0	0	0	0	1,752,420		
特殊公園	墓園	飯塚霊園	2,308,000	0	0	174,584	0	0	234,902	2,717,486	
	歴史公園	川島古墳公園	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小正西古墳公園	0	0	0	0	0	0	0	0	
都市緑地	川津タウンスクエア	0	0	24,101	29,089	0	0	0	53,190		
	柏の森緑地	0	95,634	245,108	99,096	0	0	0	439,838		
	桜ヶ丘コミュニティパーク	0	191,476	7,970	75,831	0	0	0	275,277		
	乙丸コミュニティパーク	0	319,127	27,530	0	0	0	0	346,657		
	グリーンヒル幸袋	0	96,854	0	0	0	0	0	96,854		
緑道	飯塚緑道	0	90,718	3,942,880	787,206	0	300,000	0	5,120,804		
	川津緑道	0	864,942	382,661	103,624	0	290,520	0	1,641,747		
基幹公園	住区 基幹公園	街区公園	しいの木公園	0	103,453	5,273	37,202	0	0	145,928	
			川島公園	0	200,650	5,704	29,089	0	6,199	241,642	
			芳雄公園	0	352,683	7,489	56,595	0	8,413	425,180	
			柏の森公園	0	423,656	8,739	29,089	0	0	461,484	
			菰田西公園	0	202,033	8,684	14,867	0	10,627	236,211	
			昭南公園	0	276,623	4,250	27,984	0	8,413	317,270	
			徳前公園	0	347,506	226,049	45,397	0	0	618,952	
			片峰公園	0	182,977	5,117	39,393	0	0	227,487	
			芦原公園	0	103,453	5,273	57,994	357,365	0	5,313	529,398
			伊岐須公園	0	200,650	5,704	29,089	0	0	4,649	240,092
川津公園	0	200,650	5,704	47,690	0	0	18,154	272,198			

種類	種別	都市公園名称	施設管理 業務委託	草刈・ 剪定等	清掃	光熱水費	施設整備	手数料	し尿処理	合計	
基幹公園	住区 基幹公園	街区公園	幸袋公園	0	240,460	6,061	29,089	0	0	11,070	286,680
			中公園	0	6,581	2,134	31,341	0	186,400	33,652	260,108
			目尾公園	0	300,975	7,489	29,089	31,320	0	15,498	384,371
			横田公園	0	567,868	8,203	18,601	0	0	10,848	605,520
			相田公園	0	1,217,175	15,702	41,686	29,160	0	9,963	1,313,686
			上三緒第1公園	0	437,340	6,962	43,218	0	0	0	487,520
			高雄公園	0	213,496	5,704	35,105	0	0	8,413	262,718
			上三緒第2公園	0	200,650	3,570	10,488	0	0	0	214,708
			高雄鬼ガ原公園	0	267,364	5,704	35,105	0	0	23,247	331,420
			東ガ丘公園	0	1,186,319	10,346	35,105	0	0	7,970	1,239,740
			愛宕公園	0	188,634	7,661	23,085	311,085	0	27,453	557,918
			伊川公園	0	1,104,480	11,417	35,105	0	0	12,841	1,163,843
			中田公園	0	152,743	6,979	35,105	0	0	21,475	216,302
			上三緒公園	0	70,227	4,463	0	0	0	0	74,690
			花瀬公園	0	280,910	0	29,089	0	0	0	309,999
			明星寺公園	0	321,040	5,712	10,488	0	0	0	337,240
			柳橋公園	0	200,650	5,704	29,089	0	0	15,719	251,162
			東町公園	0	108,463	1,706	23,085	0	0	0	133,254
			二瀬公園	0	100,325	3,919	56,856	0	0	0	161,100
			二瀬本町公園	0	260,845	6,775	10,488	0	0	13,726	291,834
			甘木公園	0	518,412	6,126	29,089	0	0	5,092	558,719
			幸袋第2公園	0	0	0	0	0	0	0	0
			秋松西公園	0	280,391	27,597	0	0	0	0	307,988
			枝国大田公園	0	143,377	48,752	0	0	0	0	192,129
			平恒野間公園	0	54,656	23,160	0	0	0	0	77,816
			平恒古野公園	0	232,153	29,509	0	0	0	0	261,662
			山の神公園	184,680	1,339,630	67,606	0	19,440	0	0	1,611,356
			赤坂公園	0	113,830	22,580	0	0	0	0	136,410
			栄町公園	0	289,357	22,580	0	205,974	19,008	0	536,919
			有安緑地公園	0	352,092	22,580	0	0	0	0	374,672
仁保公園	0	300,624	54,100	0	0	0	0	354,724			
新飯塚駅前健幸交流広場	0	47,333	115,920	124,238	0	43,200	0	330,691			
合計			24,231,960	42,833,201	9,399,161	5,716,135	4,896,262	5,604,368	726,174	93,407,261	

人権同和教育啓発事業概要と実施状況

平成29年度

概 要	実施状況	参加状況
同和問題啓発強調月間講演会	12地区	1,093人
飯塚市部落解放研究集会	10月14日 1回	803人
人権コンサート	1地区	78人
市内企業及び団体人権同和研修会	5回	1,014人
広報活動	市報掲載、啓発冊子の発行、啓発物品の作製、啓発コーナーによる広報	—
自治会人権同和推進員研修会	1回	131人
合 計	20回	3,119人

人権同和啓発事業委託料内訳及び実施状況（3年間）

1. 委託料内訳の推移（NPO人権ネットいづか）

費 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度
賃 金	35,960,340 円	35,960,000 円	35,960,000 円
共 済 費	5,466,305 円	5,524,000 円	5,529,000 円
消耗品等諸経費	1,200,000 円	1,200,000 円	1,200,000 円
事 業 費	1,910,392 円	2,056,000 円	2,056,000 円
消 費 税	3,562,962 円	3,579,200 円	3,579,600 円
合 計	48,099,999 円	48,319,200 円	48,324,600 円

2. 実施状況

自治会、企業実績数

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自治会サークル等研修	195回 5,519人	194回 5,658人	190回 6,191人
企 業 研 修	25回 1,528人	27回 1,235人	26回 1,130人
合 計	220回 7,047人	221回 6,893人	216回 7,321人

人権・同和教育研究協議会の決算及び活動状況（3年間）

人権・同和政策課

平成27年度 飯塚市人権・同和教育研究協議会 決算書

収 入

(単位：円)

項	目	本年度予算額	流用額等	予算現額	決算額	増減	備 考
繰越金	繰越金	29,297	0	29,297	29,297	0	
会費	会費	925,000	0	925,000	912,000	△ 13,000	会員数902名【就学前81名 学同683名 社同138名】 団体2
補助金	補助金	2,500,000	0	2,500,000	2,500,000	0	
雑収入	雑収入	105	0	105	107	2	
収入合計		3,454,402	0	3,454,402	3,441,404	△ 12,998	

支 出

(単位：円)

項	目	本年度予算額	流用額等	予算現額	決算額	増減	備 考
旅費	旅費	20,000	0	20,000	0	20,000	
需用費	消耗品費	50,000	0	50,000	81,928	△ 31,928	用紙、事務用品等
	器具費	60,000	0	60,000	0	60,000	
	合計	110,000	△ 6,000	104,000	81,928	22,072	
使用料及び賃借料	電話器借上料	60,000	0	60,000	60,000	0	
	車借上料	60,000	0	60,000	60,000	0	
	合計	120,000	0	120,000	120,000	0	
事業費	研究大会費	1,055,000	0	1,055,000	999,082	55,918	研究課題学習会・夏期講座・実践交流会
	社同部研修費	300,000	0	300,000	258,288	41,712	社同部主催研修会・企業人権問題研修会等
	就学前部研修費	300,000	0	300,000	299,145	855	就学前部主催研修会・人権保育交流会等
	学同部研修費	815,000	0	815,000	948,016	△ 133,016	学同部主催研修会・研修補助費等
	校区研修費	30,000	0	30,000	10,000	20,000	筑穂中学校区
	合計	2,500,000	15,000	2,515,000	2,514,531	469	
負担金	負担金	680,000	0	680,000	656,540	23,460	県同教
予備費	予備費	24,402	△ 9,000	15,402	14,424	978	
支出合計		3,454,402	0	3,454,402	3,387,423	66,979	

(収入済額) 3,441,404円 - (支出済額) 3,387,423円 = (残額) 53,981円 . . . (次年度へ繰越)

平成28年度 飯塚市人権・同和教育研究協議会 決算書

収 入

(単位：円)

項	目	本年度予算額	流用額等	予算現額	決算額	増減	備 考
繰越金	繰越金	53,981	0	53,981	53,981	0	
会費	会費	910,000	0	910,000	910,000	0	会員数900名【就学前96名 学同668名 社同136名】 団体2
補助金	補助金	2,375,000	0	2,375,000	2,375,000	0	
雑収入	雑収入	107	0	107	11	△ 96	
収 入 合 計		3,339,088	0	3,339,088	3,338,992	△ 96	

支 出

(単位：円)

項	目	本年度予算額	流用額等	予算現額	決算額	増減	備 考
旅費	旅費	20,000	0	20,000	7,540	12,460	
需用費	消耗品費	50,000	△ 37,709	12,291	6,298	5,993	用紙、事務用品 等
	器具費	80,000	37,709	117,709	117,709	0	
	合 計	130,000	0	130,000	124,007	5,993	
使用料及び賃借料	電話器借上料	60,000	0	60,000	60,000	0	
	車借上料	60,000	0	60,000	60,000	0	
	合 計	120,000	0	120,000	120,000	0	
事業費	研究大会費	1,545,000	44,889	1,589,889	1,589,889	0	研究課題学習会・夏期講座・実践交流会・各種研修会参加補助
	社同部研修費	250,000	△ 44,460	205,540	205,540	0	社同部主催研修会・企業人権問題研修会 等
	就学前部研修費	250,000	3,694	253,694	253,694	0	就学前部主催研修会・人権保育交流会 等
	学同部研修費	300,000	19,954	319,954	319,954	0	学同部主催研修会・課題別研修会 等
	校区研修費	30,000	△ 20,000	10,000	10,000	0	筑穂中学校区
	合 計	2,375,000	4,077	2,379,077	2,379,077	0	
負担金	負担金	660,000	0	660,000	655,040	4,960	県同教
予備費	予備費	34,088	△ 4,077	30,011	11,499	18,512	
支 出 合 計		3,339,088	0	3,339,088	3,297,163	41,925	

(収入済額) 3,338,992 円－ (支出済額) 3,297,163 円＝ (残額) 41,829 円・・・ (次年度へ繰越)

平成29年度 飯塚市人権・同和教育研究協議会 決算書

収 入

(単位：円)

項	目	本年度予算額	流用額等	予算現額	決算額	増減	備 考
繰 越 金	繰越金	41,829	0	41,829	41,829	0	
会 費	会費	910,000	0	910,000	898,000	△ 12,000	会員数888名【就学前80名 学同674名 社同134名】 団体2
補 助 金	補助金	2,375,000	0	2,375,000	2,375,000	0	
雑 収 入	雑収入	11	0	11	6	△ 5	
収 入 合 計		3,326,840	0	3,326,840	3,314,835	△ 12,005	

支 出

(単位：円)

項	目	本年度予算額	流用額等	予算現額	決算額	増減	備 考
旅 費	旅費	20,000	1,000	21,000	20,060	940	
需 用 費	消耗品費	30,000	0	30,000	26,240	3,760	用紙、事務用品 等
	器具費	100,000	0	100,000	62,220	37,780	プリンター 等
	合 計	130,000	0	130,000	88,460	41,540	
使用料及び 賃 借 料	電話器借上料	60,000	0	60,000	60,000	0	
	車借上料	60,000	0	60,000	60,000	0	
	合 計	120,000	0	120,000	120,000	0	
事 業 費	研究大会費	1,545,000	49,000	1,594,000	1,593,123	877	研究課題学習会・夏期講座・実践交流会・各種研修会参加補助
	社同部研修費	250,000	△ 31,000	219,000	218,356	644	社同部主催研修会・企業人権問題研修会 等
	就学前部研修費	250,000	△ 14,000	236,000	235,162	838	就学前部主催研修会・人権保育交流会 等
	学同部研修費	300,000	5,000	305,000	304,245	755	学同部主催研修会・課題別研修会 等
	校区研修費	30,000	2,000	32,000	32,000	0	幸袋中学校区・穂波東中学校区・筑穂中学校区
	合 計	2,375,000	11,000	2,386,000	2,382,886	3,114	
負 担 金	負担金	660,000	0	660,000	649,000	11,000	県同教
予 備 費	予備費	21,840	△ 12,000	9,840	9,765	75	
支 出 合 計		3,326,840	0	3,326,840	3,270,171	56,669	

(収入済額) 3,314,835 円－ (支出済額) 3,270,171 円＝ (残額) 44,664 円・・・ (次年度へ繰越)

平成27年度 飯塚市人権・同和教育研究協議会活動概要

件名	開催月	開催地	参加人員
飯塚市同研 第1回企画委員会	4月	飯塚市	16
飯塚市同研 第2回企画委員会	5月	飯塚市	13
人権社会確立第34回全九州研究集会	5月	熊本市	1
就学前部人権保育交流会	5月	飯塚市	38
飯塚市同研 第3回企画委員会	6月	飯塚市	18
飯塚市同研 研究課題学習会(総会)	6月	飯塚市	122
飯塚市同研 第4回企画委員会	7月	飯塚市	17
福岡県人権・同和教育研究大会 夏期講座	8月	福岡市	127
福岡県高等学校特別支援学校人権・同和教育分野別実践交流会	8月	北九州市	11
飯塚市同研 第5回企画委員会	8月	飯塚市	中止(台風)
飯塚市人権・同和教育研究大会 夏期講座	8月	飯塚市	558
福岡県人権・同和教育研究大会	10月	古賀市	53
飯塚市同研 第6回企画委員会	10月	飯塚市	17
飯塚市同研 就学前部主催研修会	10月	飯塚市	80
飯塚市同研 企業人権問題研修会(飯塚市立病院)	11月	飯塚市	149
飯塚市同研 第7回企画委員会	11月	飯塚市	18
福岡県人権・同和教育研究大会 冬期講座	12月	中間市	64
飯塚市同研 第8回企画委員会	1月	飯塚市	16
飯塚市同研 第9回企画委員会	1月	飯塚市	13
飯塚市人権・同和教育実践交流会	1月	飯塚市	621
飯塚市同研 学同学習会	2月	飯塚市	215
福岡県人権・同和教育実践交流会	2月	糸島市	35
飯塚市同研 企業人権問題研修会(福岡嘉穂農業協同組合)	3月	飯塚市	220
飯塚市同研 第10回企画委員会	3月	飯塚市	13
合計			2,435

平成28年度 飯塚市人権・同和教育研究協議会活動概要

件名	開催月	開催地	参加人員
飯塚市同研 第1回企画委員会	4月	飯塚市	21
飯塚市同研 第2回企画委員会	5月	飯塚市	18
飯塚市同研 就学前部人権保育交流会	5月	飯塚市	38
飯塚市同研 第3回企画委員会	6月	飯塚市	15
飯塚市同研 研究課題学習会(総会)	6月	飯塚市	119
2016年度福岡県人権・同和教育研究協議会第1回人権教育セミナー乳幼児教育学習会	6月	福岡市	10
飯塚市同研 第4回企画委員会	7月	飯塚市	17
飯塚市同研 第5回企画委員会	7月	飯塚市	15
飯塚市人権・同和教育研究大会 夏期講座	7月	飯塚市	454
福岡県人権・同和教育研究大会 夏期講座	8月	福岡市	81
福岡県高等学校特別支援学校人権・同和教育分野別実践交流会	8月	田川市	10
第43回九州地区人権・同和教育夏期講座	8月	福岡市	10
福岡県人権・同和教育研究大会	10月	行橋市	28
飯塚市同研 第6回企画委員会	11月	飯塚市	17
飯塚市同研 企業人権問題研修会(飯塚市立病院)	11月	飯塚市	148
飯塚市同研 学同部課題別研修会	11月	飯塚市	27
飯塚市同研 学同部課題別研修会	12月	飯塚市	23
飯塚市同研 第7回企画委員会	12月	飯塚市	18
飯塚市同研 就学前部主催研修会	12月	飯塚市	82
福岡県人権・同和教育研究大会 冬期講座	12月	飯塚市	91
飯塚市同研 第8回企画委員会	1月	飯塚市	16
飯塚市同研 第9回企画委員会	1月	飯塚市	14
飯塚市人権・同和教育実践交流会	2月	飯塚市	612
福岡県人権・同和教育実践交流会	2月	田川市	37
飯塚市同研 学同部学習会	2月	飯塚市	99
飯塚市同研 社同部学習会	2月	飯塚市	50
飯塚市同研 第10回企画委員会	3月	飯塚市	18
合計			2,088

平成29年度 飯塚市人権・同和教育研究協議会活動概要

件名	開催月	開催地	参加人員
飯塚市同研 第1回 企画委員会	4月	飯塚市	18
飯塚市同研 第2回 企画委員会	5月	飯塚市	18
飯塚市同研 就学前部 人権保育交流会	5月	飯塚市	36
飯塚市同研 第3回 企画委員会	6月	飯塚市	18
飯塚市同研 研究課題学習会(総会)	6月	飯塚市	116
2017年度福岡県人権・同和教育研究協議会第1回人権教育セミナー乳幼児教育学習会	6月	福岡市	2
飯塚市同研 第4回 企画委員会	7月	飯塚市	19
飯塚市同研 第5回 企画委員会	8月	飯塚市	中止(台風)
飯塚市人権・同和教育研究大会 夏期講座	8月	飯塚市	486
福岡県人権・同和教育研究大会 夏期講座	8月	福岡市	96
福岡県高等学校特別支援学校人権・同和教育分野別実践交流会	8月	久留米市	8
第44回九州地区人権・同和教育夏期講座	8月	佐賀市	1
飯塚市同研 学同部主催 研修会 ※教職員経験5年未満対象	10月	飯塚市	32
福岡県人権・同和教育研究大会	10月	鞍手町	44
飯塚市同研 第6回 企画委員会	11月	飯塚市	16
飯塚市同研 就学前部主催 研修会	11月	飯塚市	77
飯塚市同研 企業人権問題研修会(飯塚市立病院)	11月	飯塚市	92
飯塚市同研 社同部主催 研修会	11月	飯塚市	74
飯塚市同研 第7回 企画委員会	12月	飯塚市	18
福岡県人権・同和教育研究大会 冬期講座	12月	直方市	128
飯塚市同研 学同部主催 学習会	1月	飯塚市	136
飯塚市同研 第8回 企画委員会	1月	飯塚市	18
飯塚市同研 第9回 企画委員会	1月	飯塚市	19
飯塚市人権・同和教育実践交流会	2月	飯塚市	536
福岡県人権・同和教育実践交流会	2月	古賀市	35
飯塚市同研 第10回 企画委員会	3月	飯塚市	20
合 計			2,063

人権・同和政策課

解放子ども会推進員の委嘱と活動の状況

子ども会は、各地域集会所、啓発センター等において、概ね週1回、異年齢の子ども同士の活動の中で、人権学習活動・体験学習活動を通して、少年期における人権啓発の推進を目的に行っております。

年度	子ども会数(箇所)	推進員数(人)	開催数(回)	参加者数(人)	備考
平成27年度	12	44	348	1,294	
平成28年度	13	44	332	1,433	
平成29年度	13	36	359	1,652	

児童生徒支援加配状況及び人権同和教育関連出張費等一覧（3年間）

学校教育課

○児童支援加配状況

区分	鯉田	立岩	飯塚東	菰田	飯塚	片島	伊岐須	幸袋	目尾	蓮台寺	潤野	八木山	穎田	庄内	内野	上穂波	大分	穂波東	楽市	平恒	若菜	棕本	高田	合計
小学校	平成27年度	○	○	○			○	○			○		○	○		○			○			○		11
	平成28年度	○	○	○			○	○			○		○	○		○			○			○		11
	平成29年度	○	○	○			○	○			○		○	○		○		○				○		11

区分	一中	二中	二瀬	幸袋	鎮西	穎田	庄内	筑穂	穂波東	穂波西	合計
中学校	平成27年度	○	○		○	○	○	○	○	○	9
	平成28年度	○	○		○	○	○	○	○	○	9
	平成29年度	○	○		○	○	○	○	○	○	9

○人権同和教育関連出張費等一覧

件名	平成27年度 実績						平成28年度 実績						平成29年度 実績					
	開催地	派遣人数	旅費（費用弁償）		負担金		開催地	派遣人数	旅費（費用弁償）		負担金		開催地	派遣人数	旅費（費用弁償）		負担金	
			日数	執行額（円）	単価（円）	執行額（円）			日数	執行額（円）	単価（円）	執行額（円）			日数	執行額（円）	単価（円）	執行額（円）
人権社会確立 全九州研究集会	熊本市	1名	1泊2日	26,420	4,000	4,000	佐賀市	1名	1泊2日	17,500	4,000	4,000	長崎市	1名	1泊2日	24,640	4,000	4,000
部落解放・人権西日本夏期講座	岡山市	2名	1泊2日	77,020	4,000	8,000	高知市	1名	1泊2日	42,880	4,000	4,000	宮崎市	1名	1泊2日	34,520	4,000	4,000
福岡県人権・同和教育夏期講座	福岡市	145名	1日	285,920	2,500	362,500	福岡市	148名	1日	288,440	2,500	370,000	福岡市	150名	1日	302,780	2,500	375,000
全国在日外国人教育研究集会	大阪市	3名	1泊2日	129,860	3,000	9,000	東京都	6名	1泊2日	22,120	2,500	15,000	神戸市	1名	1泊2日	43,000	3,000	3,000
九州地区人権・同和教育夏期講座	佐世保市	7名	1泊2日	156,980	2,500	17,500	福岡市	1名	1泊2日	90,540	3,000	3,000	佐賀市	6名	1泊2日	101,000	2,500	15,000
福岡県人権・同和教育研究大会	直方市	32名	1日	32,200	2,500	80,000	行橋市	30名	1日	85,020	2,500	75,000	鞍手町	29名	1日	37,300	2,500	72,500
部落解放研究 全国集会	別府市	1名	2泊3日	36,480	4,000	4,000	奈良市	1名	2泊3日	55,220	4,000	4,000	大阪市	2名	2泊3日	114,460	4,000	8,000
全国人権・同和教育研究大会	長野市	3名	2泊3日	195,420	5,000	15,000	大阪市	5名	1泊2日	213,520	5,000	25,000	松江市	5名	2泊3日	253,890	5,000	25,000
福岡県人権・同和教育冬期講座	中間市	32名	1日	43,780	1,500	48,000	飯塚市	85名	1日	42,180	1,500	127,500	直方市	30名	1日	30,640	1,500	45,000
人権啓発研究集会	大阪市	5名	1泊2日	217,600	6,000	30,000	名古屋市	2名	1泊2日	94,180	6,000	12,000	神戸市	3名	1泊2日	131,040	6,000	18,000
福岡県人権・同和教育実践交流会	糸島市	32名	1日	90,120	2,000	64,000	田川市郡	21名	1日	30,300	2,000	42,000	古賀市	27名	1日	55,160	2,000	54,000
合計		263名		1,291,800		642,000		301名		981,900		681,500		255名		1,128,430		623,500

市立小中学校の不登校、いじめ、体罰、校内暴力（対教師も含む）の推移（3年間）

学校教育課

1 不登校の現状

【不登校生数】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	52人	35人	50人
中学校	172人	136人	172人
合 計	224人	171人	222人

2 いじめ問題

【いじめ問題 認知件数】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	66件	101件	102件
中学校	15件	40件	34件
合 計	81件	141件	136件

3 体罰の状況

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	0件	0件	0件
中学校	0件	0件	0件
合 計	0件	0件	0件

4 暴力行為の現状

【対教師暴力 発生件数】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	2件	0件	0件
中学校	2件	10件	6件
合 計	4件	10件	6件

【生徒間暴力 発生件数】

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校	1件	1件	2件
中学校	7件	8件	10件
合 計	8件	9件	12件

特別支援を要する児童生徒のための支援員の配置状況

学校教育課

年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	年度		平成27年度	平成28年度	平成29年度
学校名		配置 (名)	配置 (名)	配置 (名)	学校名		配置 (名)	配置 (名)	配置 (名)
小学校	鯉田	2	2	2	中学校	飯塚第一	3	3	2
	立岩	3	3	3		飯塚第二	2	2	2
	飯塚東	3	3	3		二瀬	3	3	3
	菰田	1	1	0		幸袋	1	2	1
	飯塚	2	2	2		鎮西	1	1	1
	片島	1	2	2		顥田	2	2	1
	伊岐須	4	4	4		庄内	1	1	1
	幸袋	3	3	3		筑穂	2	1	1
	目尾	1	1	-		穂波東	2	2	3
	蓮台寺	1	1	1		穂波西	1	1	1
	潤野	2	3	4		計	18	18	16
	八木山	1	1	1		小・中の合計	56	61	61
	顥田	2	2	3	※各年度末現在配置数				
	庄内	3	4	4					
	内野	0	0	0					
	上穂波	1	1	2					
	大分	1	1	1					
	楽市	2	2	-					
	平恒	2	2	-					
	穂波東	-	-	5					
若菜	1	1	1						
椋本	1	2	1						
高田	1	2	3						
計	38	43	45						

※各年度末現在配置数

就学援助実施状況推移(小・中別に)

教育総務課

区 分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		金額	人数	金額	人数	金額	人数
医療扶助費	小学校	641,870円	179人	508,160円	161人	362,330円	160人
	中学校	160,120円	50人	333,230円	61人	390,540円	59人
	計	801,990円	229人	841,390円	222人	752,870円	219人
学用品 扶助費	小学校	21,695,825円	1,499人	21,574,190円	1,483人	22,089,860円	1,520人
	中学校	21,751,910円	848人	21,583,570円	840人	20,904,195円	813人
	計	43,447,735円	2,347人	43,157,760円	2,323人	42,994,055円	2,333人
修学旅行 扶助費	小学校	6,027,665円	329人	5,574,604円	300人	5,993,474円	322人
	中学校	19,929,875円	367人	17,957,800円	328人	17,466,418円	316人
	計	25,957,540円	696人	23,532,404円	628人	23,459,892円	638人
給食扶助費	小学校	63,866,898円	1,517人	63,145,979円	1,488人	65,103,906円	1,532人
	中学校	43,052,398円	847人	42,504,770円	831人	40,981,613円	801人
	計	106,919,296円	2,364人	105,650,749円	2,319人	106,085,519円	2,333人
入学準備 扶助費	小学校	4,462,460円	218人	4,339,640円	212人	14,169,400円	349人
	中学校	6,193,650円	263人	6,287,850円	267人	21,140,400円	446人
	計	10,656,110円	481人	10,627,490円	479人	35,309,800円	795人
校外活動 扶助費	小学校	1,096,387円	287人	1,155,199円	300人	1,086,528円	270人
	中学校	11,008円	4人	33,470円	21人	39,872円	7人
	計	1,107,395円	291人	1,188,669円	321人	1,126,400円	277人
合 計	小学校	97,791,105円	1,517人	96,297,772円	1,488人	108,805,498円	1,532人
	中学校	91,098,961円	848人	88,700,690円	840人	100,923,038円	813人
	計	188,890,066円	2,365人	184,998,462円	2,328人	209,728,536円	2,345人

※入学準備扶助費は、平成29年度より扶助額の増額(小学校 20,470円→40,600円 中学校 23,550円→47,400円)及び平成29年度より入学前支給実施による金額及び人数の増加

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
5月1日現在 児童生徒数	小学校	6,704人	6,726人	6,785人
	中学校	3,257人	3,129人	3,089人
	計	9,961人	9,855人	9,874人

区 分		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		援助率	受給者	援助率	受給者	援助率	受給者
援助率及び 就学援助 受給者数	小学校	22.6%	1,517人	22.1%	1,488人	22.6%	1,532人
	中学校	26.0%	848人	26.8%	840人	26.3%	813人
	計	23.7%	2,365人	23.6%	2,328人	23.7%	2,345人

小中学校統合整備事業（総括）

教育総務課

校区別建設事業費【上段（）内：29年度決算額】

（単位：千円）

校 区	幸袋中学校区	鎮西中学校区	穂波東中学校区
◎事業費合計	(688,792) 5,516,059	(4,374,919) 7,195,784	(679,677) 5,490,246
○委託料	(32,983) 263,297	(96,322) 245,505	(26,098) 218,097
・調査測量設計（造成・建設）	120,188	127,423	108,082
・工事監理業務	(26,720) 109,296	(92,762) 107,406	(25,380) 92,340
・その他（耐力度調査、環境調査等）	(6,263) 33,813	(3,560) 10,676	(718) 17,675
○工事請負費	(651,495) 5,242,623	(4,183,441) 6,275,670	(652,966) 5,110,987
・建設工事	(221,197) 4,373,557	(3,968,658) 5,624,721	(634,748) 4,094,608
・造成工事	(430,298) 609,423	(214,783) 650,949	(18,218) 286,081
・解体工事	259,643	0	11,664
・大規模改修工事	0	0	718,634
○公有財産購入費	0	451,106	149,337
・用地購入費	0	451,106	149,337
○その他	(4,314) 10,139	(95,156) 223,503	(613) 11,825
・上下水道関連費用	(4) 2,395	(94,680) 215,663	5,416
・その他（申請手数料等）	(4,310) 7,744	(476) 7,840	(613) 6,409

※ 幸袋中学校区は、児童館、小中学校、給食施設

※ 鎮西中学校区は、児童館、小中学校、公民館、給食施設

※ 穂波東中学校区は、児童館、小中学校、給食施設

大規模改造事業実施経過

教育総務課
(単位：円)

学校名	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
鯉田小						耐震診断・設計 17,199,000	耐震・大規模改造 232,410,450 167,002,560		173,595,678			590,207,688
立岩小			耐震診断・設計 25,693,500	耐震・大規模改造 368,221,350 112,724,850								506,639,700
飯塚東小					耐震診断・設計 19,105,817	耐震・大規模改造 339,368,626 192,398,850						550,873,293
菰田小						耐震診断・設計 18,006,414	耐震・大規模改造 40,706,400 221,145,120		164,310,120			444,168,054
飯塚小						耐震診断・設計 20,641,931	耐震・大規模改造 292,044,900 194,274,225		176,636,855			683,597,911
片島小					耐震診断・設計 16,506,000	耐震・大規模改造 215,980,800 130,481,400						362,968,200
伊岐須小	耐震診断・設計 26,460,000	耐震・大規模改造 318,293,750 318,570,100										663,323,850
八木山小						耐震診断・設計 5,964,000	耐震・大規模改造 92,550,150					98,514,150
庄内小		耐震診断 11,655,000		設計 9,397,500	耐震・大規模改造 345,889,950 142,731,750							509,674,200
棕本小					耐震診断・設計 5,355,000	耐震・大規模改造 109,056,150						114,411,150
高田小						耐震診断・設計 5,964,000	耐震・大規模改造 113,784,300					119,748,300
若菜小								大規模改造 63,917,640		設計 8,405,070	大規模改造 338,189,040	410,511,750
大分小											設計 3,500,000	3,500,000
上穂波小		耐震診断・設計 18,060,000	耐震・大規模改造 139,984,950 110,846,400									268,891,350
小学校計	26,460,000	348,008,750	484,248,550	488,465,250	499,581,617	874,912,671	1,094,376,450	646,339,545	514,542,653	8,405,070	341,689,040	5,327,029,596
飯塚第一中	耐震診断・設計 19,250,700	耐震・大規模改造 317,607,682 132,340,950										469,199,332
飯塚第二中					耐震診断・設計 17,913,000	耐震・大規模改造 131,572,350 198,597,000						348,082,350
二瀬中			耐震診断・設計 19,635,000	耐震・大規模改造 281,981,700 45,141,600								346,758,300
穂波西中		耐震診断・設計 17,745,000	耐震・大規模改造 254,689,050 115,343,550						耐震改修(吊天) 10,413,510			398,191,110
筑穂中			耐震診断・設計 23,226,000	耐震・大規模改造 269,442,600 180,201,000					耐震改修(吊天) 17,914,406			490,784,006
庄内中				耐震診断・設計 17,608,500	耐震・大規模改造 280,218,750 146,372,100							444,199,350
穎田中 (小中一貫校)									耐震改修(吊天) 11,543,839			11,543,839
中学校計	19,250,700	335,352,682	429,891,000	684,376,350	523,474,350	277,944,450	198,597,000		39,871,755			2,508,758,287

国民健康保険税滞納及び不納欠損状況（3年間）

税務課

（単位：世帯、件、千円）

	国民健康保険 世帯数 (3月末)	収入未済 (滞納総計)		収入未済額の内訳			不納欠損額	
				執行停止	差押処分	その他		
		世帯数	金額	金額	金額	金額	件数	金額
平成27年度	18,944	4,103	916,650	45,374	359,356	511,920	3,710	46,075
平成28年度	18,386	3,903	950,061	37,790	131,166	781,105	4,196	35,982
平成29年度	17,760	3,569	891,390	17,078	124,999	749,313	4,282	28,009

*件数は期別件数を表しています。

国民健康保険税軽減状況及び限度超過額の状況（3年間）

「市町村税課税状況等の調」より

（単位：人・世帯・千円）

区分	軽減割合	均等割		平等割		合計金額	限度超過			
		人数	金額	世帯数	金額		区分	世帯数	金額	
平成27年度	医療分	7割軽減	10,052	163,245	7,225	139,220	302,465	医療分	336	144,495
		5割軽減	6,129	71,096	3,088	41,068	112,164			
		2割軽減	3,869	17,952	2,005	10,710	28,662			
		計	20,050	252,293	12,318	190,998	443,291			
	後期支援分	7割軽減	10,052	54,884	7,225	47,872	102,756	支後援分期	406	57,046
		5割軽減	6,129	23,903	3,088	14,121	38,024			
		2割軽減	3,869	6,036	2,005	3,682	9,718			
		計	20,050	84,823	12,318	65,675	150,498			
	介護分	7割軽減	3,134	35,540	2,840		35,540	介護分	250	25,883
		5割軽減	1,553	12,579	1,236		12,579			
		2割軽減	1,086	3,519	849		3,519			
		計	5,773	51,638	4,925		51,638			
	合計	7割軽減		253,669		187,092	440,761	一般人数		29,812
		5割軽減		107,578		55,189	162,767	医療軽減比率		67.3%
		2割軽減		27,507		14,392	41,899	一般世帯数		18,451
		計		388,754		256,673	645,427	医療軽減比率		66.8%
平成28年度	医療分	7割軽減	9,815	159,395	7,118	137,789	297,184	医療分	302	121,690
		5割軽減	5,856	67,930	3,033	40,398	108,328			
		2割軽減	3,815	17,702	2,032	10,869	28,571			
		計	19,486	245,027	12,183	189,056	434,083			
	後期支援分	7割軽減	9,815	53,590	7,118	47,380	100,970	支後援分期	303	43,967
		5割軽減	5,856	22,839	3,033	13,891	36,730			
		2割軽減	3,815	5,951	2,032	3,737	9,688			
		計	19,486	82,380	12,183	65,008	147,388			
	介護分	7割軽減	3,059	34,689	2,788		34,689	介護分	218	23,183
		5割軽減	1,512	12,247	1,211		12,247			
		2割軽減	1,026	3,325	811		3,325			
		計	5,597	50,261	4,810		50,261			
	合計	7割軽減		247,674		185,169	432,843	一般人数		28,799
		5割軽減		103,016		54,289	157,305	医療軽減比率		67.7%
		2割軽減		26,978		14,606	41,584	一般世帯数		18,077
		計		377,668		254,064	631,732	医療軽減比率		67.4%
平成29年度	医療分	7割軽減	9,395	152,575	6,907	133,475	286,050	医療分	294	114,591
		5割軽減	5,619	65,180	2,967	39,525	104,705			
		2割軽減	3,696	17,150	2,008	10,717	27,867			
		計	18,710	234,905	11,882	183,717	418,622			
	後期支援分	7割軽減	9,395	51,297	6,907	45,896	97,193	支後援分期	298	41,370
		5割軽減	5,619	21,914	2,967	13,591	35,505			
		2割軽減	3,696	5,766	2,008	3,685	9,451			
		計	18,710	78,977	11,882	63,172	142,149			
	介護分	7割軽減	2,878	32,637	2,630		32,637	介護分	227	24,266
		5割軽減	1,396	11,308	1,133		11,308			
		2割軽減	1,002	3,246	802		3,246			
		計	5,276	47,191	4,565		47,191			
	合計	7割軽減		236,509		179,371	415,880	一般人数		27,794
		5割軽減		98,402		53,116	151,518	医療軽減比率		67.3%
		2割軽減		26,162		14,402	40,564	一般世帯数		17,620
		計		361,073		246,889	607,962	医療軽減比率		67.4%

国民健康保険税減免相談件数と適用件数（3年間）

医療保険課

(単位：件、円)

区分		平成27年度			平成28年度			平成29年度		
		申請件数	減免件数	減免額	申請件数	減免件数	減免額	申請件数	減免件数	減免額
医療給付費分	災害	1	0	0	5	5	147,300	0	0	0
	所得の激減	11	11	953,639	11	11	687,324	14	14	1,196,631
	保険給付制限	59	59	654,700	51	51	950,000	40	40	710,700
	旧社会保険等被扶養者	54	54	1,077,800	64	64	1,190,182	57	57	1,175,227
	債務返済のための 不動産の譲渡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	125	124	2,686,139	131	131	2,974,806	111	111	3,082,558
後期高齢者 支援金分	災害	1	0	0	5	5	50,600	0	0	0
	所得の激減	11	11	336,685	11	11	241,052	14	14	421,763
	保険給付制限	59	59	217,700	51	51	328,200	40	40	242,800
	旧社会保険等被扶養者	54	54	372,800	64	64	411,490	57	57	404,718
	債務返済のための 不動産の譲渡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	125	124	927,185	131	131	1,031,342	111	111	1,069,281
介護納付金分	災害	1	0	0	4	4	47,900	0	0	0
	所得の激減	10	10	265,300	7	7	204,792	9	9	272,930
	保険給付制限	26	26	87,900	30	30	127,100	10	10	40,000
	旧社会保険等被扶養者	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	債務返済のための 不動産の譲渡	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	37	36	353,200	41	41	379,792	19	19	312,930

子ども保険証の発行状況（3年間）

医療保険課

（単位：世帯、人）

区分	世帯数	人数
平成27年度	380	694
平成28年度	380	678
平成29年度	340	604

※ 各年度は3月末現在の数値

※ 国民健康保険法の改正により、平成21年4月1日から滞納世帯に係る子どものみの保険証を発行

介護保険料の収納状況と使用料の3割負担対象者数の推移（3年間）

（1）収納状況

（単位：円）

年度	種別	調定額 A	収入額 B	収納未済額 C=A-B	収納率 D=B/A	不納欠損	繰越額 F=C-E
						金額 E	
平成 27 年度	現年度分計	2,592,980,050	2,556,480,450	36,499,600	98.59%	0	36,499,600
	特別徴収	2,299,022,530	2,299,022,530	0	100.00%	0	0
	普通徴収	293,957,520	257,457,920	36,499,600	87.58%	0	36,499,600
	滞納繰越分	69,884,520	15,002,340	54,882,180	21.47%	12,665,500	42,216,680
	合計	2,662,864,570	2,571,482,790	91,381,780	96.57%	12,665,500	78,716,280
平成 28 年度	現年度分計	2,675,338,670	2,644,837,130	30,501,540	98.86%	0	30,501,540
	特別徴収	2,389,199,560	2,389,199,560	0	100.00%	0	0
	普通徴収	286,139,110	255,637,570	30,501,540	89.34%	0	30,501,540
	滞納繰越分	78,269,600	18,415,900	59,853,700	23.53%	13,926,090	45,927,610
	合計	2,753,608,270	2,663,253,030	90,355,240	96.72%	13,926,090	76,429,150
平成 29 年度	現年度分計	2,737,510,690	2,707,660,870	29,849,820	98.91%	0	29,849,820
	特別徴収	2,453,585,890	2,453,585,890	0	100.00%	0	0
	普通徴収	283,924,800	254,074,980	29,849,820	89.49%	0	29,849,820
	滞納繰越分	75,906,090	19,352,813	56,553,277	25.50%	16,057,890	40,495,387
	合計	2,813,416,780	2,727,013,683	86,403,097	96.93%	16,057,890	70,345,207

（収入額Bは、還付未済額を控除した金額です。）

（2）使用料の3割負担対象者数の推移

年度	給付制限の内訳	件数	内訳（保険給付減額期間）												
			月数	1	2	8	17	18	23	26	27	37			
平成27年度	保険給付減額 (3割負担)	15	月数	1	2	8	17	18	23	26	27	37			
			人数	5	3	1	1	1	1	1	1	1			
平成28年度	保険給付減額 (3割負担)	13	月数	1	2	3	4	5	6	10	18	22	32	37	
			人数	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	
平成29年度	保険給付減額 (3割負担)	11	月数	1	10	12	15	16	20	26	29	34			
			人数	1	2	1	2	1	1	1	1	1			

介護保険料の減免適用状況

（単位：円）

年度	申請	却下・ 取下	承認	独自減免		法定減免		合計	
				件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
平成27年度	62	9	53	58	1,522,540	0	0	58	1,522,540
平成28年度	47	6	41	41	1,082,000	0	0	41	1,082,000
平成29年度	56	0	56	56	1,542,630	0	0	56	1,542,630

介護保険から総合事業への移行状況がわかるもの

高齢介護課

区分／種類		4月審査		5月審査		6月審査		7月審査		8月審査		9月審査		給付額累計	
		件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額		
サ 居 宅 支 援	訪問介護	1,345	26,202,189	1,191	23,668,310	1,103	22,053,403	1,016	20,143,894	889	17,454,478	736	14,540,321		
	通所介護	1,082	30,803,714	922	26,790,171	956	27,664,804	849	24,500,125	705	19,938,745	592	16,859,348		
	小計 (A)	2,427	57,005,903	2,113	50,458,481	2,059	49,718,207	1,865	44,644,019	1,594	37,393,223	1,328	31,399,669		
総 合 事 業	訪問型サービス (現行相当)	4	62,541	29	510,191	48	1,041,586	73	1,549,784	104	2,261,389	128	2,820,247		
	訪問型サービス (緩和基準)	0	0	139	1,522,997	234	2,768,996	295	3,564,379	377	4,474,559	477	5,669,835		
	訪問型サービス 計 (a)	4	62,541	168	2,033,188	282	3,810,582	368	5,114,163	481	6,735,948	605	8,490,082		
	通所型サービス (現行相当)	1	12,123	81	2,094,079	177	5,071,405	234	6,780,424	296	8,470,174	365	10,491,235		
	通所型サービス (緩和基準)	0	0	32	357,270	49	639,492	51	727,896	71	1,019,330	76	1,212,113		
	通所型サービス 計 (b)	1	12,123	113	2,451,349	226	5,710,897	285	7,508,320	367	9,489,504	441	11,703,348		
	小計 (B) = (a) + (b)	5	74,664	281	4,484,537	508	9,521,479	653	12,622,483	848	16,225,452	1,046	20,193,430		
①平成29年度費用額計(A)+(B)		2,432	57,080,567	2,394	54,943,018	2,567	59,239,686	2,518	57,266,502	2,442	53,618,675	2,374	51,593,099		
②平成28年度居宅支援サービス費		2,437	58,146,811	2,420	57,571,981	2,433	57,774,183	2,453	58,329,177	2,422	57,671,262	2,379	55,943,632		
前年度比較 ②/①		99.8%	98.2%	98.9%	95.4%	105.5%	102.5%	102.6%	98.2%	100.8%	93.0%	99.8%	92.2%		
		10月審査		11月審査		12月審査		1月審査		2月審査		3月審査		件数	費用額
サ 居 宅 支 援	訪問介護	617	12,028,365	474	9,394,317	379	7,500,193	285	5,586,765	214	3,987,403	99	2,020,735	8,348	164,580,373
	通所介護	515	14,637,895	411	11,562,793	323	9,155,718	236	6,523,590	176	4,825,283	87	2,735,339	6,854	195,997,525
	小計 (A)	1,132	26,666,260	885	20,957,110	702	16,655,911	521	12,110,355	390	8,812,686	186	4,756,074	15,202	360,577,898
総 合 事 業	訪問型サービス (現行相当)	166	3,884,356	185	4,077,634	203	4,990,588	216	4,869,038	221	5,216,340	232	5,401,493	1,609	36,685,187
	訪問型サービス (緩和基準)	637	7,913,054	708	8,805,502	805	10,058,368	864	10,872,850	917	10,977,487	985	11,446,967	6,438	78,074,994
	訪問型サービス 計 (a)	803	11,797,410	893	12,883,136	1,008	15,048,956	1,080	15,741,888	1,138	16,193,827	1,217	16,848,460	8,047	114,760,181
	通所型サービス (現行相当)	447	13,030,534	56	15,785,261	610	17,550,222	700	19,663,594	740	20,799,249	789	22,502,630	4,496	142,250,930
	通所型サービス (緩和基準)	87	1,282,863	90	1,311,495	97	1,453,563	105	1,519,710	111	1,467,289	115	1,458,365	884	12,449,386
	通所型サービス 計 (b)	534	14,313,397	146	17,096,756	707	19,003,785	805	21,183,304	851	22,266,538	904	23,960,995	5,380	154,700,316
	小計 (B) = (a) + (b)	1,337	26,110,807	1,039	29,979,892	1,715	34,052,741	1,885	36,925,192	1,989	38,460,365	2,121	40,809,455	13,427	269,460,497
①平成29年度費用額計(A)+(B)		2,469	52,777,067	1,924	50,937,002	2,417	50,708,652	2,406	49,035,547	2,379	47,273,051	2,307	45,565,529	28,629	630,038,395
②平成28年度居宅支援サービス費		2,447	57,832,839	2,472	58,117,472	2,445	57,611,359	2,443	57,410,116	2,415	56,852,788	2,415	56,956,402	29,181	690,218,022
前年度比較 ②/①		100.9%	91.3%	77.8%	87.6%	98.9%	88.0%	98.5%	85.4%	98.5%	83.1%	95.5%	80.0%	98.1%	91.3%

高齢介護課

配食サービス事業実施状況推移（旧自治体ごと、委託先）（3年間）

（単位：食）

	27年度	28年度	29年度
飯塚地区	47,125	45,236	41,161
穂波地区	25,068	23,833	24,081
筑穂地区	6,596	6,871	7,297
庄内地区	13,535	11,717	12,002
穎田地区	5,537	5,725	5,601
計	97,861	93,382	90,142

地区	委託先法人名
飯塚地区	社会福祉法人 いい穂会 ・ 社会福祉法人 かいた福祉会 総合開発企業組合 ・ 社会福祉法人 久住会（H26年度6月から）
穂波地区	社会福祉法人 正松会 ・ 社会福祉法人 久住会 社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
筑穂地区	社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
庄内地区	社会福祉法人 庄内福祉会 ・ 社会福祉法人 光綾会
穎田地区	社会福祉法人 かいた福祉会

後期高齢者医療制度未納者数及び資格証発行数

医療保険課

後期高齢者医療保険料未納内訳

(単位：円)

区 分		調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 D=A-B-C	還付未済額 E	未納額 F=D+E	未納人数
平成27年度	特別徴収	702,933,240	705,392,770	0	△2,459,530	2,459,530	0	0人
	普通徴収	481,069,600	475,516,230	0	5,553,370	186,810	5,740,180	118人
	小計	1,184,002,840	1,180,909,000	0	3,093,840	2,646,340	5,740,180	118人
	滞納繰越	8,199,760	4,937,300	298,680	2,963,780	1,200	2,964,980	30人
	計	1,192,202,600	1,185,846,300	298,680	6,057,620	2,647,540	8,705,160	148人
平成28年度	特別徴収	699,396,745	701,310,365	0	△1,913,620	1,913,620	0	0人
	普通徴収	484,935,975	481,106,112	123,850	3,706,013	261,580	3,967,593	102人
	小計	1,184,332,720	1,182,416,477	123,850	1,792,393	2,175,200	3,967,593	102人
	滞納繰越	8,630,480	6,172,690	189,510	2,268,280	22,200	2,290,480	21人
	計	1,192,963,200	1,188,589,167	313,360	4,060,673	2,197,400	6,258,073	123人
平成29年度	特別徴収	734,923,916	737,497,936	0	△2,574,020	2,574,020	0	0人
	普通徴収	488,179,744	484,118,570	0	4,061,174	264,030	4,325,204	100人
	小計	1,223,103,660	1,221,616,506	0	1,487,154	2,838,050	4,325,204	100人
	滞納繰越	6,255,473	3,721,426	51,760	2,482,287	4,100	2,486,387	27人
	計	1,229,359,133	1,225,337,932	51,760	3,969,441	2,842,150	6,811,591	127人

※未納者人数は重複あり

資格証・短期証発行状況

区 分	資格証	短期証
平成27年度	0 件	28 件
平成28年度	0 件	27 件
平成29年度	0 件	32 件

※資格証・短期証（6ヶ月証）の発行は平成22年8月より開始

※各年度は3月31日現在の数値

滞納状況及び克服（解消）状況推移（3年間）

●住宅新築資金等貸付金（国・県分）

（単位：円）

項目 旧市町名	貸付件数	貸付総額	27年度末における現年・過年の元金・利子総額					納期未到来分
			調定総額	返還総額	収納率（%）	滞納総件数	滞納総額	
飯塚市	748件	1,641,150,000円	1,989,552,015円	1,910,661,125円	96.03%	48件	78,890,890円	12,068,021円
穂波町	474件	1,504,747,000円	1,847,552,074円	1,721,804,738円	93.19%	54件	125,747,336円	14,949,211円
筑穂町	616件	1,962,990,000円	2,452,825,428円	2,310,257,589円	94.19%	67件	142,567,839円	6,627,934円
庄内町	81件	250,070,000円	311,513,088円	305,993,552円	98.23%	7件	5,519,536円	3,835,826円
颯田町	203件	343,090,000円	404,065,687円	357,685,778円	88.52%	35件	46,379,909円	0円
計	2,122件	5,702,047,000円	7,005,508,292円	6,606,402,782円	94.30%	211件	399,105,510円	37,480,992円

項目 旧市町名	貸付件数	貸付総額	28年度末における現年・過年の元金・利子総額					納期未到来分
			調定総額	返還総額	収納率（%）	滞納総件数	滞納総額	
飯塚市	748件	1,641,150,000円	1,994,701,846円	1,920,701,359円	96.29%	37件	74,000,487円	6,918,190円
穂波町	474件	1,504,747,000円	1,852,576,066円	1,732,006,034円	93.49%	47件	120,570,032円	9,925,219円
筑穂町	616件	1,962,990,000円	2,457,010,170円	2,318,861,992円	94.38%	57件	138,148,178円	2,443,192円
庄内町	81件	250,070,000円	313,768,268円	307,461,994円	97.99%	5件	6,306,274円	1,580,646円
颯田町	203件	343,090,000円	404,065,687円	357,836,778円	88.56%	35件	46,228,909円	0円
計	2,122件	5,702,047,000円	7,022,122,037円	6,636,868,157円	94.51%	181件	385,253,880円	20,867,247円

項目 旧市町名	貸付件数	貸付総額	29年度末における現年・過年の元金・利子総額					納期未到来分
			調定総額	返還総額	収納率（%）	滞納総件数	滞納総額	
飯塚市	748件	1,641,150,000円	1,998,722,662円	1,923,300,788円	96.23%	37件	75,421,874円	2,819,001円
穂波町	474件	1,504,747,000円	1,857,243,814円	1,735,068,701円	93.42%	47件	122,175,113円	3,802,716円
筑穂町	616件	1,962,990,000円	2,459,098,983円	2,327,540,940円	94.65%	54件	131,558,043円	1,278,226円
庄内町	81件	250,070,000円	314,517,326円	309,122,783円	98.28%	3件	5,394,543円	831,588円
颯田町	203件	343,090,000円	404,065,687円	357,982,778円	88.60%	35件	46,082,909円	0円
計	2,122件	5,702,047,000円	7,033,648,472円	6,653,015,990円	94.59%	176件	380,632,482円	8,731,531円

施設の維持管理状況と委託状況がわかるもの

業務委託名	委託先
エレベーター保守点検委託	株式会社ジェイ・イー
電気設備保安業務委託	一般財団法人九州電気保安協会
自動ドア保守点検委託	オリエント産業株式会社
空調設備保守点検委託	有限会社筑豊冷熱
消防設備保守点検委託	S H Y 株式会社
吸煙機保守点検委託	株式会社テクノゼック
ボイラー保守点検委託	株式会社テクノゼック
給茶器保守点検委託	株式会社ジャパンビバレッジ九州
無停電電源装置保守点検委託	株式会社西都電機商会
走路清掃等管理委託	株式会社N I P P O
清掃委託	西日本ビルメンテナンス協同組合
樹木等管理委託	白神植光園
汚物調整槽洗浄委託	飯塚環境事業協同組合
白蟻防除委託	アントス株式会社
危険物製造所等定期点検	日東化学工業株式会社
発電機保守点検委託	オリエント電機株式会社
特殊建築物設備定期検査	株式会社東和防災システム

業務委託については日本トーター株式会社（包括民間委託事業者）が締結。

飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業務に関する基本契約書

発注者 飯塚市と受注者 日本トーター株式会社とは、次のとおり飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業務（以下「委託業務」という。）に関する契約を締結する。

第1章 総 則

（本契約の目的）

第1条 本契約は、発注者と受注者が相互に協力し、飯塚市小型自動車競走事業（以下「本事業」という。）を適正かつ円滑に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

（本契約の期間）

第2条 この契約の期間（以下「委託期間」という。）は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までとする。

2 本契約に規定する委託業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（信義誠実の原則）

第3条 発注者及び受注者は、互いに協力し、信義を重んじ、本契約を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第4条 この契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「年度契約」とは、本契約に基づき発注者と受注者が委託期間中に毎年度締結する契約のことをいう。
- (2) 「仕様書」とは、本契約を実施する際の細目として、発注者が定めるものをいう。
- (3) 「年度委託料」とは、別に締結する「飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業務に関する年度契約書」に定める各年度における委託料をいう。
- (4) 「精算後の委託料」とは、各年度における、別表1「発注者の収入」の合計額から、別表2「発注者の義務的経費及び開催経費」の合計額及び第9条各号に規定する収益保証の合計額を差し引いた金額（消費税及び地方消費税を含む。）をいう。
- (5) 「不可抗力」とは、天災（地震、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、その他発注者、受注者の責めに帰することのできない事由をいう。

（管理施設等の使用）

第5条 受注者は、委託業務を遂行するために必要な範囲において、飯塚小型自動車競走場施設及び備品を使用することができる。



第2章 業務範囲と実施条件

(委託業務の範囲)

第6条 本契約で定める委託業務の範囲は、飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業務仕様書に定めるものとする。

(委託業務の場所)

第7条 委託業務を履行する場所は、福岡県飯塚市鯉田地内とする。

(委託業務範囲の変更)

第8条 発注者又は受注者は、必要があると認められる場合において、相手方に対する通知をもって第6条で定めた委託業務の範囲の変更を求めることができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。
- 3 業務範囲の変更及びそれに伴う委託料の変更等については、前項の協議において決定する。

(発注者への収益保証)

第9条 受注者は、毎年度次に掲げる収益を発注者に対し保証しなければならない。ただし、勝車投票券発売収入に急激な増減が生じた場合や受託開始時からの条件等の変更があった場合は、発注者及び受注者が加減する額を協議する。

- (1) 勝車投票券発売収入（返還金を控除した金額をいう。以下同じ。）の100分の1.5に相当する金額
- (2) 定額分として200,000,000円

(契約保証金)

第10条 受注者に係る契約保証金は、飯塚市契約規則（平成18年飯塚市規則第61号）第52条第2項第10号の規定により免除する。

第3章 委託業務の実施

(委託業務の実施)

第11条 受注者は、小型自動車競走法その他の関係法令及び本契約書を遵守し、仕様書に基づき業務を行わなければならない。

(開催準備)

第12条 受注者は、委託業務開始に先立ち人材、資機材等必要となるものを確保し、本場開催及び場外発売業務に備えなければならない。

(開催資金等の取扱い)

第13条 本場開催において事前に準備すべき資金（以下「開催資金」という。）は、発注者の負

担において調達し、開催の間、受注者にその管理を委ね、開催終了後、受注者は、直ちに開催資金を発注者の指定する金融機関に返納する。

- 2 受注者は、本場開催において収納した公金を毎日開催業務終了後、直ちにその内容を示す計算書を添えて発注者の指定する金融機関に納付する。
- 3 選手賞金等の支払に必要な資金は、発注者の負担において調達し、開催の間、受注者にその管理を委ね、開催終了後、受注者は、直ちに残金を発注者の指定する金融機関に返納する。
- 4 本場開催において発生した未払戻金は、発注者の負担において調達し、第30条第2項に規定する公金取扱責任者に現金又は公金取扱責任者名義口座に入金して交付し、受注者は当該払戻業務を行う。時効金（小型自動車競走法第19条の規定に基づく時効によって債券が消滅した払戻金及び返還金をいう。以下同じ。）が生じたときは、発注者は受注者に対して納付書を交付し、受注者は、直ちに時効金を発注者の指定する金融機関に返納する。
- 5 場外開催において事前に準備すべき資金（以下「場外開催資金」という。）は、発注者の負担において調達し、開催の間、受注者にその管理を委ね、受注者は、場外開催資金及び収納した公金を、開催終了後、速やかに、その内容を示す計算書を添えて直ちに発注者の指定する金融機関に納付する。
- 6 場外開催において発生した未払戻金は、発注者の負担において調達し、非開催日における払戻の間、受注者にその管理を委ね、時効の到来により時効金が生じたときは、受注者は、その内容を示す計算書を添えて直ちに発注者の指定する金融機関に返納する。
- 7 受注者は、前各項の資金について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

（第三者による実施）

第14条 受注者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者が委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、発注者と協議を行い、事前に承諾を受けなければならない。この場合においては、すべて受注者の責任及び費用において行うものとし、委託業務に関して第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて受注者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、受注者が負担する。

（警備員）

第15条 受注者は、警備隊に福岡県警察の退職者3人以上を雇用するものとし、不測が生じた場合は、発注者と協議する。

（施設、設備の修繕）

第16条 建築物の補修等、大規模な修繕については発注者が実施する。

- 2 施設、設備の修繕については、見積額1件が100万円以上（消費税及び地方消費税を含む。）のものは、発注者、受注者が協議のうえ実施するものとし、見積額1件が100万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）のものについては、受注者の費用と責任において実施する。
- 3 見積額1件が100万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）のものであって、過去に実施した類似する修繕が平均的な額を超える場合や、災害による修繕については、発注者、受注者が協議のうえ実施する。

- 4 修繕した施設、設備はすべて発注者に帰属する。
- 5 受注者が、修繕を行う場合は修繕の日時、内容、金額等について、事前に発注者に届け出る
こととし、修繕が完了した場合は、速やかに書面にて発注者に報告する。ただし、発注者が認
める場合は、その限りではない。

(発注者による備品の貸与)

第17条 発注者は、備品を無償で受注者に貸与する。

- 2 受注者は、委託期間中、備品を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品が経年劣化等により委託業務実施の用に供することができなくなった場合、発注者は、
受注者との協議により、必要に応じ当該備品を購入又は調達する。
- 4 受注者は、故意又は過失により備品を損傷滅失したときは、発注者との協議により、必要に
応じ発注者に対しこれを弁償又は受注者の費用で当該備品と同等の機能及び価値を有するもの
を購入又は調達しなければならない。

(受注者による備品の購入等)

第18条 委託業務実施に供するため、受注者の費用により購入又は調達する備品について、発
注者、受注者が協議することができる。

- 2 備品が経年劣化等により委託業務実施の用に供することができなくなった場合、受注者は、
自己の経費で当該備品を購入又は調達する。
- 3 受注者は、第1項に定めるもののほか、受注者の任意により備品を購入又は調達し、委託業
務実施の用に供することができる。

(システムの更新)

第19条 システムの更新が必要な場合は、受注者の費用と責任において実施する。ただし、発
注者が必要と認める場合は、その限りではない。

(緊急時の対応)

第20条 委託業務の実施に関して事故、災害等の緊急事態（以下「事故等」という。）が発生し
た場合、受注者は直ちに必要な措置を講ずるとともに、発注者、警察、消防、保健所等関係機
関及び関係団体に対し、事故等が発生した旨を通知しなければならない。

- 2 発注者は前項の通報を受けたときは、直ちに受注者へ必要な指示を行うとともに、必要に応
じ施設利用者の安全確保その他必要な対応を行わなければならない。
- 3 事故等が発生した場合は、受注者は発注者と協力して事故等の原因調査にあたる。

(防災対策)

第21条 受注者は、消防法（昭和23年法律第186号）その他の関係法令を遵守し、発注者
と連携して必要な防災対策を講じる。

- 2 受注者は、防火管理者を選任し、発注者に報告するとともに、消防計画を作成し、その写し
を発注者に提出する。

(苦情処理)

第22条 受注者は、入場者から苦情が出た場合は、適切に対応を行い、当該苦情の円滑かつ円満な解決に努めなければならない。

(検査)

第23条 発注者は、競走に関する不正な行為についての謀議の情報を入手したとき等、小型自動車競走の公正又は安全を確保するために必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は受注者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査することができる。

第4章 情報の取扱い

(情報の保護)

第24条 受注者は、委託業務を処理するために個人情報その他の情報の取り扱いにあたっては、利用者その他関係者の権利利益を侵害することがないように、適正に取り扱わなければならない。

(守秘義務)

第25条 受注者の役員及び職員は、発注者の管理業務を処理するために知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の保護)

第26条 受注者は、本契約による事務を処理するにあたって個人情報を取り扱う際は、飯塚市個人情報保護条例（平成18年飯塚市条例第11号）を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、前項の個人情報について、飯塚市個人情報保護条例の規定に基づき、発注者に対する開示の請求、訂正の請求、削除の請求及び中止の請求があった場合において、発注者から開示、訂正、削除及び中止の請求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 3 受注者は、委託業務に係る個人情報の改ざん、紛失、滅失、損傷及び漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要最小限の範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 5 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、委託業務に関し知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- 6 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、委託業務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 7 受注者は、委託業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾がある場合を除き、第三者に取り扱わせてはならない。
- 8 受注者は、委託期間が終了し、又は契約を取り消された場合は、委託業務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報を自己又は発注者以外の者のために使用してはならない。

- 9 前項の場合において、受注者は、個人情報記録された資料等を委託期間が終了し、又は契約を取り消された後、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法による。

(情報公開)

第27条 受注者は、飯塚市情報公開条例（平成18年飯塚市条例第10号）に基づき、委託業務を行うにあたって保有する文書の公開に努めなければならない。

(事故発生時における報告)

第28条 受注者は、この章の規定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従う。

- 2 前項の規定は、委託期間が終了し、又は契約を取り消された後においても同様とする。

第5章 報告書等

(実施計画書)

第29条 受注者は、毎年度の事業初日の1か月前までに、事業計画書、収支予算書、業務責任者届出書並びに電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者及び防火管理者の有資格者届出書を提出し、発注者の承認を得なければならない。

- 2 発注者及び受注者は、事業計画書及び収支予算書を変更しようとするときは、発注者、受注者の協議により決定する。

(従事者の通知)

第30条 受注者は、委託業務に従事する者の氏名をあらかじめ発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者は、委託業務に従事する者の中から、総括責任者及び公金取扱責任者を選任し、発注者に通知しなければならない。ただし、総括責任者及び公金取扱責任者は、これを兼ねることができる。
- 3 受注者は、委託業務に従事する者に変更がある場合には、速やかに発注者に通知しなければならない。

(日常的な報告)

第31条 受注者は、毎日の業務終了後、速やかに次の各号に掲げる事項があった場合は報告書を提出しなければならない。

- (1) 事故、苦情等の対応状況に関する事項
- (2) 施設、設備等の損傷及び不具合に関する事項
- (3) その他発注者が指示する事項

- 2 受注者は、作成した報告書を管理施設に据え置き、発注者の求めがあるときは発注者に提出しなければならない。

(月次業務計画)

第32条 受注者は、前月の10日までに、開催業務計画、資金計画、広告宣伝計画、ファンサービス計画、本場開催及び場外発売(場外受け)における開催日ごとの発売体制計画書を提出しなければならない。

(月次報告書)

第33条 受注者は、月の終了後、速やかに次の各号に掲げる月次報告書を提出しなければならない。

- (1) 委託業務報告書及び収支報告書
- (2) その他発注者が指示する事項

2 発注者は、前項第1号の委託業務報告書及び収支報告書を受理したときは、直ちに検査を行わなければならない。この場合において、検査の結果、不適切としたときは、受注者は、直ちに補正を行い、再検査を受けなければならない。

(事業報告書)

第34条 受注者は、毎年度終了後、委託業務に関し各年度が終了した後の最初の5月10日までに、次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 委託業務の実施状況に関する事項
- (2) 収入実績及び管理経費等の収支状況
- (3) 事故、苦情等の対応状況に関する事項
- (4) 施設、設備等の損傷及び不具合に関する事項
- (5) その他発注者が指示する事項

2 受注者は、第56条の規定により、委託契約を取り消された場合には、委託契約を取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

3 発注者は、必要があると認めるときは、事業報告の内容又はそれに関連する事項について、受注者に対して文書による報告又は口頭による説明を求めることができる。

(発注者による委託業務実施状況の確認)

第35条 発注者は、第33条の月次報告書及び第34条の事業報告書に基づき、受注者が行う委託業務の実施状況及び施設等の状況の確認を行う。

2 発注者は、前項における確認のほか委託業務実施状況等を確認することを目的に、受注者に対して委託業務の実施状況や管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。

3 受注者は、発注者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、その申出に応じなければならない。

(発注者による業務の改善勧告)

第36条 前条による確認の結果、受注者による委託業務実施が本契約及び仕様書等、発注者が示した条件を満たしていない場合は、発注者は受注者に対して業務の改善を勧告する。

2 受注者は、前項に規定する改善勧告を受けた場合は、当該勧告に従わない正当な理由がある

場合を除き、速やかに改善勧告に応じなければならない。

(発注者による業務の指示)

第37条 受注者が、前条第2項による勧告に応じない場合は、発注者は受注者に対して必要な指示を行うことができる。

第6章 年度契約等

(年度契約の締結)

第38条 発注者及び受注者は、委託期間内の各年度における委託業務及び委託料その他必要な事項を定めるため、当該年度の初日に委託業務に関する年度契約を締結しなければならない。

(年度委託料)

第39条 発注者は、受注者に毎月委託料を支払う。

- 2 前項の規定により発注者が受注者に毎月支払う委託料(以下「月額委託料」という。)の額は、年度委託料の額の1/2分の1に相当する額とする。ただし、第42条に規定により、当該年度委託料を変更した場合は、この限りではない。
- 3 前項の規定により算定した月額委託料の額に1,000円未満の端数がある場合は、当該端数金額の総額を4月分の月額委託料に合算する。

(年度委託料の請求)

第40条 受注者は、毎月10日までに発注者に月額委託料を請求する。

(年度委託料の支払)

第41条 発注者は、前条に基づく月額委託料の請求を受理した日の属する月の末日までに、受注者が指定する受注者名義の金融機関口座へ振り込む。

(年度委託料の変更)

第42条 第8条の規定により年度委託料の額に変更を生じた場合で、月額委託料の支払済額の合計額が、変更した年度委託料の額を超える場合は、当該年度の3月末日までに、その超えた額を発注者に返還する。

(委託料の精算)

第43条 受注者は、委託期間内における1の年度が終了した後、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該年度が終了した後の最初の5月10日までに、その旨を書面で発注者に通知する。

- (1) 年度委託料の額が、精算後の委託料の額に満たないことが明らかとなった場合
 - (2) 年度委託料の額が、精算後の委託料の額を超えることが明らかとなった場合
- 2 受注者は、前項第1号に該当する場合は、当該年度が終了した後の最初の5月10日までに、

精算後の委託料の額から年度委託料の額を差し引いた額を発注者に請求する。

- 3 第41条の規定は、前項の規定により受注者が請求した場合に準用する。
- 4 受注者は、第1項第2号に該当する場合は、当該年度が終了した後の最初の5月末日までに、年度委託料の額から精算後の委託料の額を差し引いた額を発注者に返還する。
- 5 当該年度が終了した後の最初の5月11日から同月末日までの間に生じた、別表1第2項第3号及び第4号の収入については、翌年度における委託料で精算する。ただし、委託期間に含まれる最後の年度については、この限りではない。

第7章 損害賠償等

(損害賠償等)

第44条 受注者は、業務の履行にあたって、受注者の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者が特別の事情があると認めるときは、発注者は、その全部又は一部を免除することができる。

(第三者への賠償)

第45条 委託業務の実施において、受注者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が発注者の責めに帰すべき事由又は発注者、受注者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

2 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により発生した損害について、第三者に対して賠償した場合、受注者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(保険)

第46条 委託業務の実施にあたり、発注者が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 火災保険

(2) 第三者賠償保険

2 委託業務の実施にあたり、受注者が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1) 施設賠償責任保険

(2) その他必要な保険

(不可抗力発生時の対応)

第47条 不可抗力が発生した場合、発注者並びに受注者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

(不可抗力によって発生した費用等の負担)

第48条 不可抗力の発生に起因して受注者に損害、損失及び増加費用が発生した場合、受注者

は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって発注者に通知する。

- 2 発注者は、前項の通知を受け取った場合、損害及び損失の状況の確認を行ったうえで、発注者と受注者の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定する。
- 3 不可抗力の発生に起因して受注者に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については、合理性の認められる範囲で発注者が負担する。なお、受注者が付保した保険により補填された金額相当分については、発注者の負担に含まない。
- 4 不可抗力の発生に起因して発注者に損害、損失及び増加費用が発生した場合、当該費用については、発注者が負担する。

(不可抗力による委託業務の一部免除)

第49条 前条第2項に定める協議の結果、不可抗力の発生により委託業務の一部が実施できなくなったと認められる場合、受注者は、不可抗力により影響を受ける限度において本契約に定める義務を免れる。

(不可抗力発生時の施設の管理)

第50条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、飯塚小型自動車競走場の使用を停止し、発注者の管理下に置くことができる。

- (1) 不可抗力が発生し、又は発生することが予想される場合において、市民及び来場者の安全確保のために飯塚小型自動車競走場の使用を停止する必要があると発注者が認めるとき。
 - (2) 不可抗力が発生し、飯塚小型自動車競走場を災害救援等の支援施設として使用させる必要があると発注者が認めるとき。
- 2 前項の場合において、委託料の取扱いその他必要な事項については、発注者、受注者が協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償請求の不発生)

第51条 発注者が、小型自動車競走法の廃止等により、小型自動車競走事業より撤退した場合において、受注者の被った損害について、受注者は発注者に対し、一切の損害賠償の請求は行わない。

第8章 委託期間の満了等

(業務の引継ぎ等)

第52条 受注者は、委託期間の満了による本契約の終了に際し、発注者又は発注者が指定するものに対し、委託業務の引継ぎ等を行わなければならない。

- 2 発注者は、必要があると認める場合には、委託期間の満了による本契約の終了に先立ち、受注者に対して発注者又は発注者が指定するものによる管理施設の視察、施設、設備の確認又は施設の管理に対する経理状況に関する資料の提出を申し出ることができる。
- 3 受注者は、発注者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除きその申出に応じなければならない。

(原状回復義務)

第53条 受注者は、委託期間の満了による本契約の終了時若しくは発注者が指定した日までに、委託期間の開始日を基準として管理物件を原状に回復し、発注者に明け渡さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、発注者が認めた場合には、受注者は管理物件の原状回復を行わず、発注者が別途定める状態で、発注者に明け渡すことができる。

(備品の取扱い)

第54条 委託期間の満了による本契約の終了に際し、備品の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第17条並びに第18条第1項及び第2項に規定する備品については、受注者は、発注者又は発注者が指定するものに引き継がなければならない。
- (2) 第18条第3項に規定する備品については、原則、受注者が自己の責任と費用で撤去、撤収するものとする。ただし、発注者と受注者の協議により、発注者又は発注者が指定するものに引き継ぐことができる。

(委託期間満了以前の取扱い)

第55条 第52条から前条までの規定は、第56条の規定により本契約を取り消された場合に準用する。ただし、発注者、受注者が合意した場合はその限りではない。

- 2 第56条の規定により本契約を取り消し、又は期間を定めて委託業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、受注者に損害、損失及び増加費用が生じた場合においても発注者はその賠償の責めを負わない。

第9章 契約の取消し等

(発注者による契約の取り消し等)

第56条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を取り消し、又は期間を定めて委託業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 業務に際し不正行為があったとき。
- (2) 委託契約内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。
- (3) 自らの責めに帰すべき事由により、本契約の解除の申出があったとき。
- (4) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき又は取引停止を受けたとき。
- (5) 資力の著しい低下又は資力に影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき。
- (6) 第三者による差押え、仮差押え、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受けたとき。
- (7) 破産手続の開始、特別清算の開始、民事再生法手続の開始又は会社更生手続の開始の申立てその他これらに類する事実が生じたとき。
- (8) 解散の決議をしたとき。
- (9) 正当な理由なく本契約の全部若しくは一部を履行しないとき又は本契約に違反し、かつ、発注者が指定した期間内に指示した是正が行われなかったとき。
- (10) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

- (11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (12) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (15) 第14条第2項の規定による契約その他の契約にあたり、相手方が第1号から第14号までのいずれかに該当することを知りながら、契約を締結したと認められるとき。
- (16) 第1号から第14号までのいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (17) その他本契約の履行を困難にする事由が生じたとき。

（暴力団排除のための協力）

第57条 受注者は、本契約に係る業務の遂行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、発注者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

- 2 受注者は、本契約に関する第14条第2項の規定による契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該相手方に対し、業務遂行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、受注者を通じ発注者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

（受注者による契約の取り消しの申出）

第58条 受注者は次のいずれかに該当するときは、発注者に対して本契約の取り消しを申し出ることができる。

- (1) 発注者が、本契約内容を履行せず、又はこれに違反したとき。
 - (2) 発注者が、任意に本契約の取り消しを申し出たとき。
 - (3) 発注者の責めに帰すべき事由により受注者が損害又は損失を被ったとき。
 - (4) その他受注者が必要と認めるとき。
- 2 発注者は、前項の申出を受けたときは、受注者との協議を経てその処置を決定する。

（不可抗力による契約の取り消し）

第59条 発注者又は受注者は、不可抗力の発生により、委託業務の継続等が困難と判断した場合は、相手方に対して契約の取り消しを求めることができる。

- 2 協議の結果やむを得ないと判断された場合は、発注者は契約の取り消しを行う。
- 3 前項における取り消しによって受注者に発生する損害、損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で発注者が負担することを原則として、発注者、受注者の協議により決定する。

(違約金)

第60条 受注者は、第56条の規定により委託契約が解除されたときは、契約期間のうち委託業務が完了していない年度分に係る第9条各号に規定する収益保証の合計に相当する額を違約金として、発注者が指定する期日までに発注者に支払わなければならない。この場合において、第9条第1号の勝車投票券発売収入金額は、前年度の勝車投票券発売収入金額とする。

第10章 その他

(権利義務の譲渡禁止)

第61条 受注者は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、事前に発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(営業行為の禁止)

第62条 受注者は、発注者の許可なく委託業務を履行する場所において物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

(請求、通知等の様式その他)

第63条 本契約に関する発注者、受注者間の請求、通知、申出、報告、承継及び解除は、本契約に別段の定めがある場合を除き、書面にて行わなければならない。

2 本契約の履行に関し、発注者、受注者間で用いる言語は、日本語とし、計量単位は、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによる。

(契約の変更)

第64条 委託業務に関し、委託業務の条件や内容を変更するとき又は特別な事情が生じたときは、発注者及び受注者は、協議のうえ本契約の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

第65条 本契約の各条項等の解釈に疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、発注者及び受注者は、協議のうえこれを定める。

(裁判管轄)

第66条 本契約に関する紛争は、福岡県地方裁判所飯塚支部又は飯塚簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(費用の負担)

第67条 この契約の締結に関する必要な費用は、受注者の負担とする。

(瑕疵担保)

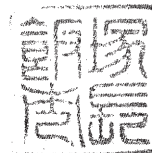
第68条 委託業務完了から1年以内に受注者の瑕疵又は過失に起因する不良な箇所が発見された場合、受注者は、速やかに発注者が必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担により行わなければならない。

2 発注者は、前項の必要な作業に代え、損害賠償を請求することができる。

本契約を証するため、本書を2通作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年 2月10日

発注者 飯塚市
代表者 飯塚市長 齊藤 守史



受注者 所在地 東京都港区港南二丁目16番1号
名称 日本トーター株式会社
代表者 代表取締役社長 瀬戸比呂志



別表1 発注者の収入

1 勝車投票券発売収入（勝車投票券返還金を含む。）
2 勝車投票券発売副収入 (1) 勝車投票券発売事故収入 (2) 勝車投票券払戻及び買戻事故収入 (3) 勝車投票券払戻時効収入 (4) 勝車投票券買戻時効収入
3 受託事業収入 (1) 場外発売業務負担金
4 財産運用収入 (1) 売店・競走会事務所等貸付料 (2) 市有土地貸付料 (3) 席料 (4) その他貸付収入
5 その他収入 (1) 社会保険料被保険者負担金（日雇健康保険料） (2) 施設使用電気料負担金 (3) 施設使用上下水道料負担金 (4) 電話使用料負担金 (5) 下水処理施設維持管理負担金 (6) オートレース活性化特別推進事業助成金 (7) 公衆電話取扱収入 (8) 電話投票売上向上助成金 (9) 広告料 (10) 重勝式発売収益配分金 (11) その他（拾得物取得時効金収入など）

備考 この表における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 勝車投票券発売収入 本場開催に係る発注者及び発注者以外の小型自動車競走施行者による売上収入と電話投票（ポータルサイト含む）による売上収入の合計額をいう。
- (2) 場外発売業務負担金 場外開催において発注者以外の小型自動車競走施行者が発注者の業務負担に要する経費として発注者に支払う費用をいう。

別表2 発注者の義務的経費及び開催経費

1	飯塚市小型自動車競走実施規則に規定する払戻金
2	小型自動車競走法に規定する小型自動車競走振興法人への交付金（改正前の小型自動車競走法において、日本小型自動車振興会への交付金の交付の期限が延長された交付金（以下「JK A交付金猶予分」という。）を除く。）
3	発注者が支出する経費に係る消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する消費税及び地方消費税
4	本場開催に係る経費で次の各号に掲げるもの (1) 交際費 (2) 公金事故損害保険料 (3) 現金出納業務委託料（公金取扱事務） (4) 電話投票事務委託料 (5) 警備委託料（場外受けを含む。）※平成27年度限り。 (6) 発注者が直接契約している看板設置に係る借地料 (7) 場外発売（場外出し）に伴う本場負担金（場外発売経費負担金） (8) 場外発売（場外出し）に係る場外発売場の人件費（時間外勤務手当） (9) 場外発売（場外出し）に係る場外発売場の臨時従事員人件費（賃金、社会保険料、労災保険料） (10) 場外発売（場外出し）銀行取扱手数料（公金取扱事務）
5	専用場外発売所に係る経費で次の各号に掲げるもの (1) 地元協力費 (2) 環境委員会委員謝礼金 (3) 施設借上料 (4) その他、発注者が負担すべき経費
6	選手に支給する費用で次の各号に掲げるもの (1) 賞金 (2) 競走事業（選手参加旅費）負担金
7	一般財団法人 西日本小型自動車競走会に支払う経費で次の各号に掲げるもの (1) 小型自動車競走法に規定する小型自動車競走の競技に関する事務の委託に係る費用 (2) 選手の宿泊施設の管理に関する業務の委託に係る費用 (3) 競走車の運搬に関する事務の委託に係る費用 (4) 選手への災害補償費の支払に関する事務の委託に係る費用 (5) 競走車等の破損、故障その他の事故の補償費の支払に関する事務の委託に係る費用
8	各種負担金等 (1) 電話投票システム運用負担金 (2) 選手共済会一般助成負担金 (3) ナイターレース照明設備借上負担金 (4) オートレース活性化推進事業拠出金

<ul style="list-style-type: none"> (5) 西日本選手共済会交付金 (6) 飯塚間税会公営事業部会負担金 (7) 全国小型自動車競走施行者協議会負担金 (8) 福岡県内公営競技連絡協議会負担金
<p>9 その他の費用で次の各号に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 飯塚小型自動車競走場の施設維持管理に係る費用(エレベーター保守点検委託料及び自動ドア保守点検委託料は平成27年度限り。) (2) 発注者の固有事務に係る一般諸経費
<p>10 補償金等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 勝車投票券返還金 (2) 発売及び払戻に係る事故補償金
<p>11 その他、発注者が負担すべき経費</p>

備考 この表における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 場外受け 発注者以外の小型自動車競走施行者の開催に係る発注者が行う勝車投票券の発売をいう。
- (2) 場外出し 本場開催に係る発注者以外の小型自動車競走施行者が行う勝車投票券の発売をいう。
- (3) 場外発売業務負担金 場外開催において発注者以外の小型自動車競走施行者が発注者の業務負担に要する経費として発注者に支払う費用をいう。
- (4) 臨時従事員 小型自動車競走の実施に関する事務のために臨時に発注者が任用する場外発売場の職員をいう。
- (5) 専用場外発売所 発注者が管理施行者となり、オートレース場外発売所運營業務を委託している発売所
- (6) 電話投票 小型自動車競走に係る通信回線を利用した電話機その他の端末機器による勝車投票券の発売をいう。
- (7) 発注者固有事務に係る一般諸経費 発注者職員の旅費、消耗品費、燃料費、通信運搬費の費用をいう。

別表3 発注者の義務的経費及び開催経費から除外されるもの

1	市職員人件費等（給料、職員手当等、共済費、退職手当組合負担金）
2	JKA交付金猶予分
3	発走合図機及び周回表示板借上料 ※平成28年度まで
4	併売対応器機等借上料 ※平成27年度限り
5	自動発払機借上料
6	マルチビジョン借上料
7	予算化された施設整備に係る経費
8	発注者の繰上充用金
9	予備費

飯塚市小型自動車競走事業包括の民間委託
業務仕様書

飯塚市公営競技事業部経営改革推進室

I 業務名

飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託

II 履行期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

III 履行場所

福岡県飯塚市鯉田地内

IV 飯塚小型自動車競走場の概要

(1) 名称 飯塚小型自動車競走場

(2) 所在地 飯塚市鯉田 147 番地

(3) 施設概要等

・敷地面積 367,580 m²

・主な施設内容

① メインスタンド

② 第 2 スタンド

③ ロイヤルスタンド

④ 補助スタンド

⑤ 休憩所

⑥ 管理事務所

⑦ 食堂

⑧ 競走会事務所

⑨ 競走車保管庫

⑩ 選手宿舎

⑪ 駐車場（第 1 駐車場～第 7 駐車場）

(4) 事業の目的

小型自動車競走事業を包括的民間委託することにより、入場者の増加や勝車投票券の売上向上を図るとともに、効率的な事業運営により安定した経営体制を確立し、施行者の財政に寄与するものとする。

V 業務内容

小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号）第 5 条第 1 号に規定する小型自動車競走の競技に関する事務及び小型自動車競走法施行規則（平成 14 年経済産業省令第 98 号）第 7 条に規定する施行者固有業務を除き、飯塚小型自動車競走場における小型自動車競走事業の開催業務全般を委託するものとし、その業務内容は、次のとおりとする。

1 開催日数等

(1) 開催日

本場開催日及び場外発売日

(2) 開催時間

開催日程に準ずること。

2 本場開催業務及び場外発売業務

(1) 投票関係業務

① 投票本部関係業務

ア レース進行業務

イ トータリゼータシステム運用業務

ウ 関係機関との連絡調整業務（一般財団法人オートレース振興協会、協力場外場、競走会等）

エ 発売所との連絡調整業務

オ 必要帳票類の作成及び配布業務

② 発売所関係業務

ア 勝車投票券の発売・払戻金及び返還金の交付並びに両替業務

イ 自動発・払端末機の資金準備、補充、回収業務

ウ 発売窓口等でのファントラブル対応業務

③ 資金管理業務

ア 本場開催において、施行者が準備する開催準備資金の受領・搬送・配布・管理業務及び開催業務終了後、施行者の指定する金融機関への収納業務

イ 本場開催（専用場外を含む）において、勝車投票券の発売・払戻金及び返還金の交付及び有料席料の徴収により収納した現金で、毎日の開催業務終了後における回収及び施行者の指定する金融機関への収納業務

ウ 本場開催において、施行者が準備する賞金支払資金の受領・搬送・配布・管理業務及び開催業務終了後、支払残金を施行者の指定する金融機関への収納業務

エ 本場開催において発生した未払戻金の時効確定までの管理業務及び時効金が確定したときの施行者の指定する金融機関への納付業務

オ 場外発売において、施行者が準備する開催準備資金の受領・搬送・配布・管理業務及び開催業務終了後、施行者の指定する金融機関への収納業務

カ 場外発売（専用場外を含む）において、勝車投票券の発売・払戻金及び返還金の交付及び有料席料の徴収により収納した現金で、毎日の開催業務終了後における回収及び施行者の指定する金融機関への収納業務

キ 非開催払戻日において、施行者が準備する場外発売に係る払戻準備金の受領・搬送・配布・管理業務及び非開催払戻業務終了後、支払残金を施行者の指定する金融機関への収納業務

ク 上記に付随する必要帳票類作成業務

④ 場内放送関係業務

ア 場内放送業務

イ 場内 TV 放送業務（監視カメラ含む）

ウ CS 用映像制作業務

エ テレホンサービス業務

オ ネット等に関する映像関係業務

(2) 賞典業務

選手に対する賞金の支払及び賞品の支給に関する業務で、以下の業務を行う。

① 賞金の支給業務

② 賞品の支給業務

③ 選手賞金等に係る所得税の源泉徴収及び納付書類作成業務

(3) 観客サービス関係業務

入場者へのファンサービスに関係する業務で、以下の業務を行う。

① 有料席券販売及び検札業務

② 入場門及び案内関係業務

ア 正門、第 2 入場門及び第 3 入場門の業務

イ 案内業務

③ 荷物預かり及び拾得物一時預かり業務

④ 飲料等サービス業務

ア 一般席湯茶サービス業務

イ 有料席接待業務

⑤ 場内イベント実施業務

ア 場内イベント実施業務

イ ファンサービス品配布業務

ウ 優勝選手表彰式等業務

⑥ 駐車場管理業務

⑦ ファン送迎業務

⑧ ファン救護業務

⑨ 出走表印刷及び配布業務

⑩ ファン用消耗品補充業務

⑪ 選手応援横断幕掲示業務

(4) 警備業務

場内の秩序の維持に関係する業務で、以下の業務を行う。

① 警備隊

ア 施設内苦情対応（案内・発売窓・駐車場等）

イ ファン救護業務

- ウ 施設内巡回業務
- エ 入場門の開閉及び不正入場者排除業務
- オ 駐車場整理業務
- カ 施設内遺失物、拾得物処理業務

② 警備隊（元警察官）

- ア 管轄警察署との連絡調整業務
- イ 警備関係報告書作成業務
- ウ 施設内遺失物、拾得物処理業務
- エ 施設内苦情対応（案内・発売窓・駐車場等）
- オ 警備員及び警備委託会社との連絡調整、場内警備指揮、管理監督業務
- カ ファン救護業務
- キ 暴力団及び構成員の排除、不当行為防止対応業務

(5) 清掃業務

場内の清掃に関する業務で、以下の業務を行う。

- ① 場内清掃業務
- ② 駐車場清掃業務
- ③ 周辺清掃業務
- ④ 廃棄物収集運搬処理業務

(6) 施設等管理業務

施設及び設備等の管理に関する業務で、以下の業務を行う。

- ① 施設管理業務
- ② 夜間及び非開催時の守衛業務（緊急時の対応業務を含む。）
- ③ 機械・機器・設備等の維持管理、保守業務
- ④ 軽微な修繕業務
- ⑤ 施設内外における維持補修業務（草刈等の地域対策業務を含む。）

(7) 広報宣伝業務

広報宣伝業務に関する業務で、以下の業務を行う。

- ① 広報関係業務
 - ア 広報関係企画業務
 - イ 印刷物等作成業務
 - ウ 広告掲載及び案内看板依頼業務
 - エ 広告物掲示業務
 - オ 記者対応業務
- ② イベント等企画業務
 - ア イベント企画業務
 - イ ファンサービス企画業務
 - ウ 競走会、選手会との調整業務

③ ホームページ管理業務

(8) 総務

本場開催及び場外発売の管理に係る業務及びその他業務で、以下の業務を行う。

- ① 本場開催及び場外発売に関する書類作成業務
- ② 本場開催及び場外発売に関する施行者への報告業務
- ③ その他本場開催及び場外発売に関し必要な業務

3 非開催日払戻業務

本場開催及び場外発売を行わない日における払戻金及び返還金の交付業務を行う。

4 一般管理業務

飯塚小型自動車競走事業の管理に係る業務及びその他業務で、以下の業務を行う。

- ① 庶務業務
- ② 来賓等接待業務
- ③ 電話及びファン問合せ対応業務
- ④ 運營業務に必要とする消耗品、印刷物管理業務
 - ア 在庫及び入出庫管理業務
 - イ 発注業務
- ⑤ 施行者から使用することを許可された備品及び施設の管理業務
- ⑥ 開催業務に必要となる各種支払事務
 - ア 光熱水費
 - イ 通信費
 - ウ 臨時電話、臨時 FAX 等の使用料
 - エ 事務用機器の利用料及び保守料
 - オ その他開催に必要な支払業務
- ⑦ 業務報告書の作成業務
- ⑧ 関係機関及び他部署との連絡調整業務
- ⑨ 各種報告書作成業務
- ⑩ 施行者が構成員となる会議への同席等
- ⑪ 開催日程案作成業務

5 周辺対策業務

本場開催及び場外発売に係る周辺自治会等への対策業務を行う。

6 防火管理業務

委託業務中における飯塚小型自動車競走場の防火管理のため防火管理者を定め以下の業務を行う。

- ① 消防計画の作成
- ② 消火・通報及び避難訓練の実施
- ③ 火気の使用又は取扱に関する監督
- ④ 収容人員の管理
- ⑤ その他防火管理上必要がある業務

7 年度契約及び年度委託料

(1) 年度契約の締結

発注者及び受注者は、委託期間内の各年度における委託業務及び委託料その他必要な事項を定めるため、当該年度の初日に委託業務に関する年度契約を締結する。

(2) 年度委託料

- ① 発注者は、受注者に毎月委託料を支払う。
- ② 発注者が受注者に毎月支払う委託料（以下「月額委託料」という。）の額は、年度委託料の額の12分の1に相当する額とする。
- ③ 算定した月額委託料の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数金額の総額を4月分の月額委託料に合算する。

(3) 年度委託料の請求

受注者は、毎月10日までに、発注者に月額委託料を請求する。

(4) 年度委託料の支払

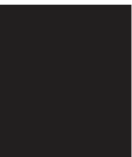
発注者は、月額委託料を「(3)年度委託料の請求」に基づく請求を受理した日の属する月の末日までに、受注者が指定する受注者名義の金融機関口座へ支払う。

(5) 委託料の精算

- ① 受注者は、委託期間内における1の年度が終了した後、次のいずれかに該当する場合は、当該年度が終了した後、速やかにその旨を書面で発注者に通知する。
 - ア 年度委託料の額が、当該年度末に精算した委託料の額に満たないことが明らかとなった場合
 - イ 年度委託料の額が、当該年度末に精算した委託料の額を超えることが明らかとなった場合
- ② 受注者は、①アに該当する場合は、当該年度が終了した後、速やかに当該年度末に精算した委託料の額から年度委託料の額を差し引いた額を発注者に請求する。
- ③ 受注者は、①イに該当する場合は、当該年度が終了した後、速やかに年度委託料の額から当該年度末に精算した委託料の額を差し引いた額を発注者に返還する。

8 その他

その他、委託業務に関し必要と認める一切の業務



学校給食費収納額及び未納額の推移

学校給食課

年度	区分		調定額	収納額	不能欠損額	未納残額	収納率
平成 27 年度	小学校	現年度	318,823,072円	315,252,388円	0円	3,570,684円	98.88%
		滞納繰越	13,539,432円	2,398,783円	0円	11,140,649円	17.72%
		計	332,362,504円	317,651,171円	0円	14,711,333円	95.57%
	中学校	現年度	187,327,945円	184,865,680円	0円	2,462,265円	98.69%
		滞納繰越	9,739,254円	1,179,187円	0円	8,560,067円	12.11%
		計	197,067,199円	186,044,867円	0円	11,022,332円	94.41%
	計	現年度	506,151,017円	500,118,068円	0円	6,032,949円	98.81%
		滞納繰越	23,278,686円	3,577,970円	0円	19,700,716円	15.37%
		計	529,429,703円	503,696,038円	0円	25,733,665円	95.14%
平成 28 年度	小学校	現年度	321,615,637円	317,634,567円	0円	3,981,070円	98.76%
		滞納繰越	14,711,333円	1,592,282円	0円	13,119,051円	10.82%
		計	336,326,970円	319,226,849円	0円	17,100,121円	94.92%
	中学校	現年度	181,202,551円	178,472,639円	0円	2,729,912円	98.49%
		滞納繰越	11,022,332円	998,019円	0円	10,024,313円	9.05%
		計	192,224,883円	179,470,658円	0円	12,754,225円	93.36%
	計	現年度	502,818,188円	496,107,206円	0円	6,710,982円	98.67%
		滞納繰越	25,733,665円	2,590,301円	0円	23,143,364円	10.07%
		計	528,551,853円	498,697,507円	0円	29,854,346円	94.35%
平成 29 年度	小学校	現年度	323,648,966円	319,254,999円	0円	4,393,967円	98.64%
		滞納繰越	17,129,821円	1,544,645円	115,870円	15,469,306円	9.02%
		計	340,778,787円	320,799,644円	115,870円	19,863,273円	94.14%
	中学校	現年度	178,395,274円	175,670,818円	0円	2,724,456円	98.47%
		滞納繰越	12,759,055円	959,708円	170,530円	11,628,817円	7.52%
		計	191,154,329円	176,630,526円	170,530円	14,353,273円	92.40%
	計	現年度	502,044,240円	494,925,817円	0円	7,118,423円	98.58%
		滞納繰越	29,888,876円	2,504,353円	286,400円	27,098,123円	8.38%
		計	531,933,116円	497,430,170円	286,400円	34,216,546円	93.51%

※平成29年度末に債権管理条例に基づき一部滞納繰越金の不能欠損を行った。

地元産品の使用状況に関する資料 残滓に関する資料

学校給食課

1. 食材別学校給食食材購入量

(単位：kg)

				平成27年度	平成28年度	平成29年度
種別	野菜類	玉葱、ジャガイモ、人参、きのこ類、その他	地元産	25,589	14,332	15,030
			県産	41,128	43,393	42,756
			県産以外	178,883	179,885	180,172
			計	245,600	237,610	237,958
	果物	みかん、イチゴ、梨、ブドウ、その他	地元産	280	425	221
			県産	3,478	4,028	2,099
			県産以外	8,435	6,894	9,509
			計	12,193	11,347	11,829
	畜産	卵、牛肉、豚肉、鶏肉	地元産	1,173	1,581	1,515
			県産	105	0	676
			県産以外	26,356	27,808	28,008
			計	27,634	29,389	30,199
	水産物	魚介類、のり、その他	地元産	—	0	0
			県産	—	67	79
			県産以外	—	22,923	19,691
			計	—	22,990	19,770
合 計			地元産 (A)	27,042	16,338	16,766
			県産 (B)	44,711	47,488	45,610
			県産以外 (C)	213,674	237,510	237,380
			計 (D)	285,427	301,336	299,756
県産購入量に占める地元産の割合 (A/(A+B))				37.69%	25.60%	26.88%
全体購入量に占める地元産の割合 (A/D)				9.47%	5.42%	5.59%

※平成27年度は、「水産物」のデータなし。

※「地元産」は、飯塚市内で生産されたもの。

2. 仕入先別学校給食食材購入額

(単位：円)

仕入先	主な取扱商品	年間購入額		
		平成27年度	平成28年度	平成29年度
J A	野菜類、果物、肉類等	10,480,458	6,302,869	3,036,543
市内業者	野菜類、果物、畜産物、豆腐、調味料等	115,710,854	115,428,768	117,709,439
県給食会	精米、牛乳、加工食品等	333,657,904	337,768,585	335,585,591
市外業者	加工食品等	50,222,521	41,805,773	47,285,263
合 計		510,071,737	501,305,995	503,616,836

残滓に関する資料

1. 学校給食残滓率推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
センター式 (直営)	9.51%	9.48%	10.97%
自校式 (直営)	2.22%	1.96%	1.17%
自校式 (委託)	3.92%	3.70%	4.00%
計	4.39%	4.00%	3.49%
前年比	—	△0.39%	△0.51%

2. 主食・副食別学校給食残滓率（自校式校）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
主食 (ご飯、パン)	3.87%	3.86%	3.13%
副食 (ご飯、パン以外)	3.53%	3.33%	2.87%
計	3.65%	3.52%	2.97%

※センター式は学校毎のデータなし。

3. 学校給食残滓率最小値・最大値推移（自校式校）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
小学校残滓率	最小値	0.14%	0.10%	0.19%
	最大値	7.36%	6.23%	6.53%
中学校残滓率	最小値	0.08%	0.05%	0.01%
	最大値	5.80%	5.33%	3.44%

※センター式は学校毎のデータなし。